

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

入札説明書に関する質問への回答

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(7)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	1								入札説明書(等)の定義	用語の定義に関して、事業契約約款46ページ別紙1(7)記載の「入札説明書等」と齟齬があります。整合させる必要はございませんでしょうか。	原案のとおりとします。
2	5	2	7							自主事業	自主事業は、SPC収支とは別に区分し自主事業実施企業が独自に売上・費用を計上することが可能とと考えてよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
3	5	2	8							提案施設	提案施設事業は、SPC収支とは別に区分し自主事業実施企業が独自に売上・費用を計上することが可能とと考えてよいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
4	5	2	8							提案施設	提案施設は本事業の予定価格(サービス購入料)の範囲内で整備をするもので、提案するには、事前に(提案書の提出前に)提案内容について貴市関係課等と協議を行い、同意を得なければいけないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。協議は余熱利用推進室と行ってください。提案施設の定義については、実施方針等に関する個別対話の結果もご参照ください。
5	5	2	9							付帯施設(付帯事業)	付帯施設は事業者が独立採算にて整備するもので、提案するには、事前に(提案書の提出前に)提案内容について貴市関係課等と協議を行い、同意を得なければいけないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。付帯施設の定義については、実施方針等に関する個別対話の結果もご参照ください。
6	5	2	8、9							提案施設、付帯施設	事前に(提案書の提出前に)提案内容について貴市と協議するのとありますが、協議の予定スケジュールがありましたらご教示ください。また、協議後、決定までにはどの程度の期間を見込めばよろしいでしょうか。	協議は随時可能ですが、最終的に、個別対話等の機会に確認を取ってください。
7	5	2	8							提案施設について	「事前に(提案書の提出前に)提案内容について本市関係課等と協議の上、同意を得るものとする。」とありますが、適宜、事業者から関係課に協議を求め、同意を得るようにすれば、よろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.6をご参照ください。
8	6	2	12							事業スケジュール(予定)	施設引渡し日～令和9年3月末日までの維持管理等に電源供給を要する場合、入札説明書8頁にある「電気及び余熱が供給されない場合は本市が負担する」とある文言が当該期間にも適用されると考えてよいでしょうか。	新たなごみ処理施設から供給される熱・電気は、令和9年4月の供用開始まで安定した供給がされないため、当該期間の光熱水費は事業者の負担とします。
9	6	2	12							事業スケジュール(予定)	施設引渡し日はいつを想定されていますか？また、建設期間が予定より早まった場合、竣工引き渡し日を想定日から早めることは可能でしょうか？	前段：余熱利用施設、公園ともに令和9年1月末日を引渡し日とします。 後段：不可とします。
10	6	2	13							事業期間終了時の措置	ただし書きの「必要に応じた事業者との協議」は、前述の貴市が継続して管理運営するための協議・協力が開始される事業契約期間満了日の約2年前以前を原則として行われるという理解で宜しいでしょうか？ また、ただし書きの協議には事業者が事業契約期間満了日以降も継続して管理運営を行う事項も含まれるという理解で宜しいでしょうか？	前段：基本にお見込みのとおりですが、協議は事業者が主体的に実施してください。 後段：協議の内容によります。
11	6	2	12							事業スケジュール	公園の設計・建設期間の期日が令和9年3月から1月に短縮された理由をご教示ください。	余熱利用施設の引渡しに合わせたためです。
12	7	2	14	2						利用者から得る収入	本施設において実施する、イベント・市民参加・環境学習、自主事業、提案施設の運営、付帯事業に係る売上等はSPC収支とは別に区分し、これらの実施企業が独自に売上・費用を計上することが可能とと考えてよいでしょうか。	付帯事業についてはお見込みのとおりです。自主事業については、事業者の提案によるものとします。
13	7	2	14	2	(1)					利用料金等収入	利用料金等収入について、SPCの収入とはせず運営企業が直接収受し、売上を計上することも認められると考えてよいでしょうか。	不可とします。
14	7	2	14	2	(1) (2) (3)					利用料金等収入、イベント・市民参加・環境学習に係る収入、自主事	各利用料金の上限額や想定額をご教示ください。	要求水準書P15の表1-6をご確認ください。
15	7	2	14	2	(2)					イベント・市民参加・環境学習に係る収入	「事業者は、イベント・市民参加・環境学習の適切な運営のため、材料費などの実費相当や講師謝金相当などの料金を徴収し、収入とすることができる。」とありますが、例えば、「イベント」に合わせて、キッチンカーなどを集めて一体的な市民参加の催しを開催する場合、キッチンカーなどの店舗に関しては「自主事業」として、その(実費相当ではない)売上は事業者側の収入とできるという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
16	7	2	14	2						利用者から得る収入	「指定管理者」という語があるが、指定管理者として指定されるのはSPCであるという理解でよいですか。また、以降も繰り返し使用される「事業者」という語は、すべてSPCを指すものと理解してよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	8	2	14	4						使用料等の負担	お示ししている使用料は税抜金額という理解でよろしいでしょうか。	税込金額をお示ししています。入札説明書を修正します。
18	8	2	14	3						利用料金等収入の還元	「提案時想定を大きく上回った結果」とありますが、現時点でどの程度を大きく上回ったとご認識でしょうか。定量的なご回答が頂ければ幸いです。	事業者の提案によるものとします。
19	8	2	14	3						利用料金等収入の還元	「利用者から得る収入が提案時想定を大きく上回った結果、当初期待した以上の事業収益を享受できる場合は、(中略)本市あるいは市民に還元するものとする」とありますが、当初の期待収益をどの程度上回った場合に、市あるいは市民に還元することをお考えでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.18をご参照ください。
20	8	2	14	3						利用料金等収入の還元	利用者から得る収入(事業者側の収入)として(1)利用料金収入～(5)付帯施設(付帯事業)に係る収入が示されていますが、(1)利用料金収入のみを還元提案(大きく上回った事業収益)の対象とお考えでしょうか。また、違うようであればご教授ください。	(1)～(4)が対象と想定していますが、還元方法は事業者にてご提案ください。
21	8									使用料等の負担	自主事業について、自動販売機以外は使用料無償との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	8	2	14	4						使用料等の負担	自主事業に係る目的外使用における使用料等は徴収するものとしてありますが、目的外使用にあたるものはP9の表1にある通り、自動販売機という認識で宜しいでしょうか。その他、想定しているものがあればご教授ください。	お見込みのとおりです。その他の想定はありません。
23	8	2	14	4						使用料等の負担	施設の一部を長期に占有して自主事業を実施するのではなく、例えば教室やプログラム実施のように施設の一部をある一定の期間・時間帯において使用する場合には、使用料等はどのように設定されるのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。なお、余熱利用施設の各機能における教室やプログラム実施については、使用料は徴収しません。
24	8	2	14	5						光熱水費の負担	自主事業にかかる光熱水費はサービス対価に含まれないとされていますが、例えばスイミング教室などでプールを利用する場合の光熱水費を算定することは非常に困難であるため、そのような場合はサービス対価に含まれることとしてよろしいでしょうか。	不可とします。自主事業に係る光熱水費の算定方法は、事業者の提案によるものとします。
25	9	2	14	5						本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	自主事業(教室・物品販売等)の光熱水費(電気以外)はサービス対価に含まれていませんが、切り分けが困難と思われる。(水泳教室を実施した場合の水道代等)事業者にて面積按分や時間按分等の計算方法を設定し、収支計画書を作成すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	8	2	14	5						上下水道費	「光熱水費はサービス対価に含め」とありますが、上下水道費は20年分を想定するものかと思いますが。もし数百万もしくは数千円単位の乖離があった場合には市として協議に応じていただけるのでしょうか。また、数年単位で見直しはあるのでしょうか。	事業契約約款別紙5をご確認ください。
27	9	2	14	7						表1本事業におけるサービス対価・運営収入の対象	公園機能での「提案施設 ※建築物以外のものを対象とする」と記載がありますが、どのようなものを想定されているのでしょうか。参考事例をお示し頂けますでしょうか。	事業者の提案を期待します。
28	11	3	1		(2)					入札参加者の構成等	設計、建設、工事監理、維持管理、運営、付帯事業を担当せず、プロジェクトマネジメントや資金調達業務を役割とする企業が代表企業や構成企業を務めることは可能でしょうか。	可能とします。
29	11	3	1		(2)					協力企業	「構成企業が業務に当たらない場合には、当該業務を実施させる企業を協力企業(以下「協力企業」という。)として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記すること。」と記載がありますが、維持管理業務において構成企業の業務管理下(立会い)において実施される各種業務も全て協力企業として明記しなければなりません。設計や建築において設置される設備機器でメーカーでない部品の手配や点検することが困難な設備類(一例として機械警備・自動ドア・エレベーター・熱源・中央監視装置など)のメーカーが決定されていない段階で明記することは不可能です。	下請け企業については、構成企業、協力企業に位置づける必要はありません。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
30	11	3	2							参加資格要件	貴市の参加資格者名簿に未登録の場合、追加登録申請は随時受付いただけますか。また、受付から登録までどの程度の期間を見込めばよろしいでしょうか。	久喜市入札参加資格者名簿(物品等)については、毎月、登録を受け付けていますので、ご確認の上、間に合うよう申請してください。 なお、登録の申請受付は埼玉県で行っています。
32	12	3	2	2	(3)					設計業務を行う者の要件	「(4)から(5)までの要件は、少なくとも1社が満たさなければならぬ」とありますが、余熱利用施設と公園の設計をそれぞれ別の設計企業が担当すると想定した場合(いずれも(1)から(3)のそれぞれが必要な要件を満たすとして)、余熱利用の設計業務を担当する設計企業が(4)を充足していれば、公園の設計業務を担当する別の設計企業は(5)を充足しなくてもよいのでしょうか。 反対に、公園の設計業務を担当する企業が(5)を充足していれば、(4)を充足しない設計企業が余熱利用施設の設計業務を担当することが可能でしょうか。	(4)及び(5)の要件については、いずれも少なくとも1社が満たさなければなりません。
31	12	3	2	2	(4)					建設業務を行う者の要件	「(3)から(5)までの要件は、少なくとも1社が満たさなければならぬ」とありますが、余熱利用施設と公園の建設をそれぞれ別の建設企業が担当すると想定した場合(いずれも(1)から(2)の必要な要件を満たすとして)、余熱利用の建設業務を担当する建設企業が(3)と(4)を充足していれば、公園の建設業務を担当する別の建設企業は、(5)の要件を充足することは不要と理解してよろしいでしょうか。 反対に、公園の建設業務を担当する企業が(5)のみ充足していれば、(3)と(4)を充足していない建設企業が余熱利用施設の建設業務を担当することが可能と理解してよろしいでしょうか。	(3)から(5)までの要件は、それぞれ少なくとも1社が満たす必要があります。
33	12	3	2	2	(4)					建設業務を行う者	プールの施工実績と公共建築の施工実績は同一の施工実績でよろしいでしょうか。	同一の施工実績であっても別々の施工実績であっても認められます。
34	13	3	2	5						運営を行う者	公園の運営実績は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	13	3	2	6						付帯事業を行う者	付帯事業実施企業の要件として、「付帯事業実施に必要な資格及び資格者を有すること。」とありますが、提案書提出前に資格及び資格者を有する必要(許可、登録、認定等、個人)があるということでしょうか。その場合は、法人をはじめ個人の資格証等も様式2-7に添付するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	13	3	2	4	(2)					参加資格要件	「25m以上の屋内温水プール施設の維持管理業務の実績」とは、維持管理期間を完了していないものも含むという理解でよろしいでしょうか。	基本的にお見込みのとおりですが、1年以上の業務経験があるものとします。
37	15	3	4							SPCの設立等	SPCの所在地を本施設とすることは可能と考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	15	3	4							SPCの設立等	SPCの登記住所を本計画地とすることは可能でしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.37をご参照ください。
39	15	3	4							SPCの設立等	SPCを久喜市内に設立することとありますが、本施設内へ設立することは可能でしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.37をご参照ください。
40	16	4								事業者募集等のスケジュール	事業者のプレゼンテーション及びヒアリングの詳細日程はいつ頃公表されますでしょうか	参加表明書の提出締切後、グループ数によって調整し、決定次第速やかに通知します。
41	16	4								事業者募集等のスケジュール	提案書の受付締切9月29日を3週間程度延伸することが叶わないでしょうか。プレゼンテーション実施まで1.5か月程度の期間を短縮する等して、提案書の検討時間を少しでも確保頂きたいです。	原案のとおりとします。
42	16	4								事業者募集等のスケジュール	入札説明書等に関する第2回個別対話結果の公表が8月下旬とありますが、提案書の受付締切まで1か月程度しか時間がなく、回答を提案に反映することが困難です。回答を少なくとも8月中旬とすることができないでしょうか。	原案のとおりとします。
43	16	4								事業者募集等のスケジュール	スケジュールの内容につきまして、全体的なスケジュールがタイトであるという印象があります。質問の回答日や、対話の結果公表日の日程を考慮して、提案書受付締切の9月29日という設定を1か月程度後ろ倒しして頂くことを希望いたします。	原案のとおりとします。
44	16	4								事業者募集等のスケジュール	入札及び提案に係る書類の受付締切が令和5年9月29日(金)とありますが、夏季休暇によって各社の決裁タイミングが流動的であるため、1ヶ月程度延期していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
45	16	4								事業者募集等のスケジュール	本事業は、余熱利用施設と公園という二つの用途があるとともに、それぞれ自主事業や提案施設、付帯施設の提案が求められ、大変なボリュームと難易度が高い運営業務を含む事業となっております。令和5年9月29日の入札及び提案に係る書類の受付とされていますが、より良い提案をさせていただくため、こちらの締切時期をずらしていただけないでしょうか。入札から同11月中旬に予定されているプレゼンテーションまで約1.5ヶ月ありますので、その期間内での変更をご検討いただければ幸いです。	原案のとおりとします。
46	19	5	2	9						入札書類審査に係る提出書類の受付期間、場所及び方法	入札を辞退する者は、「様式3-1 入札辞退届」を、令和5年9月15日(金)までに担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。と記載されていますが、入札価格が上限に収まらない場合等では辞退可能でしょうか？	辞退できないものとしています。
47	20	5	2	10	(11)					ヒアリング等の実施	入札説明書16頁の事業者募集等のスケジュールでは、プレゼンテーション及びヒアリングと記載がありますが、表記はどちらが正でしょうか。	プレゼンテーション及びヒアリングです。入札説明書を修正します。
48	20	5	2	11						ヒアリング等の実施	詳細については、代表企業に別途連絡する。と記載されていますが、以下決定されていたらご教示ください。「別途連絡の時期」「参加人数」「プレゼン時間」「ヒアリング時間」「スライド作成の可否」「模型や動画作成の可否」	スライド作成は可能としますが、提案書の内容以外の掲載は認めません。模型や動画作成は不可とします。その他は未定であり、参加表明書の提出締切後、グループ数によって調整し、決定次第速やかに通知します。
49	20	5	2	11						ヒアリング等の実施	ヒアリングについて、出席人数、発表時間、ヒアリング時間、資料投影可否、資料配布の可否をご教示ください。	入札説明書に関する質問への回答No.48をご参照ください。
50	20	5	2	11						ヒアリング等の実施	本事業では余熱利用施設・公園それぞれの施設整備、維持管理運営業務が含まれるため、1参加グループの企業数も他事業と比較して多いと想定されます。ヒアリングの際に各業務担当企業が適切な回答を行うためにも、参加人数は20名以内にしていただくなど、ご配慮いただけますでしょうか。	会場の都合等も踏まえ、適宜緩和します。
51	22	5	4							入札予定価格	サービス対価の予定価格は、11,951,895,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)とありますが、これに消費税及び地方消費税(10%とする)を加算すると、13,147,084,500円となります。他方で、続く文章に「消費税及び地方消費税相当額を加えた額13,089,936,000円を超えないこと。」とあり、僅かに予定価格を下回ります。これは、予定価格の約0.4346857%を削減した額が入札の上限額と理解すればよいのでしょうか。	事業者が金融機関から資金調達をする際、借入金の利息等、消費税の賦課対象外となるものがあるため、単純に11,951,895,000円の10%が消費税及び地方消費税相当額とはならないことをご承知おください。
52	24	7	1	1						事業予定地の前提条件	余熱利用施設の建蔽率は50%ですが、新ごみ処理施設敷地を含めて満たせばよいとされていますので、建築面積は3,500㎡より大きく(例えば5,000㎡)とれる考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
53	25	7	1	2						整備対象施設	余熱利用施設の延床面積は、約6,000㎡とされていますが、上限値、下限値があればご教示ください。	公共施設の集約(アセットマネジメント)の観点があることから6,000㎡程度としますが、集客性や利便性、施設の魅力を向上するために必要な面積であれば、予定価格内で整備することを条件に、事業者の提案による増減を認めます。具体的な上限・下限は設けません。
54	25	7	1	2						整備対象施設	余熱利用施設は延床面積約6,000㎡程度を条件とありますが、具体的な面積増減はどこまで認められるでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.53をご参照ください。
55	26	7	3		(2)					付帯施設の設置管理許可期間	設置管理許可期間は最長10年とする。と記載されていますが、様式I-2-4 ④資金収支計画表(付帯事業)では、更新により20年間事業を継続する想定でよろしいでしょうか？ 整備費の回収期間、解体・撤去費の計上時期は10年、20年のどちらで計画すべきでしょうか。20年で計画し更新が認められなかった場合、損失分は補填して頂けますでしょうか。	20年間の事業期間を通じて付帯事業が行われることを期待していますが、設置管理許可期間は最長10年であることから、更新については市と協議することを前提とし、計画ください。 前回回答(要求水準書(案))に関する質問への回答No.139及びNo.148)を撤回します。
56	7	5			(1)					割賦手数料の支払	年4回の割賦方式(5月、8月、11月、2月)で全80回にて支払われるとありますが、各月末日に支払われるとして計画すればよいでしょうか。	月内に支払いがあると捉えてください。
57	27	7	5	1	(2)					一時支払金の金額	一時支払金の金額は各費用の税抜金額にて算定し、各年度の税抜の一時支払金支払い時に消費税を併せてお支払いいただけるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	27	7	5	1	(2)					一時支払金の金額	実際の出来高が提案による出来高見込以上となった場合についても、実際の出来高に応じてお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。	原則、提案でお示しいただいた出来高に応じて支払います。なお、実際の出来高が提案による出来高見込に満たない場合は、実際の出来高に応じて支払います。

No	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
59	27	7	5	1	(2)					一時支払金の金額	各年度の出来高見込とは、様式J-1-3 ③初期投資見積書(公園内訳)に記載する各年度の金額と同額という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	28	7	5	1	(2)					一時支払金の金額	※6において一時支払金の計算から除かれる什器・備品等の調達及び設置費とは、様式J-1-3 ③初期投資見積書(余熱利用施設内訳)における建設工事(7)備品等工事と同額という理解でよろしいでしょうか。	様式J-1-3 ②初期投資見積書(余熱利用施設内訳)を前提として回答します。 お見込みのとおりです。
61	28	7	5		(2)					補助対象施設	※3に記載のリンク先は、以下が正でしょうか。 https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000140.html	お見込みのとおりです。入札説明書に記載のURLを修正します。
62	28	7	5		(2)					資金計画・事業収支計画に関する条件	公園施設の設計・建設及び工事監理業務部分払における一時支払金の金額において、実施設計費の出来高見込みとありますが、調査費及び基本設計費は割賦払いの対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
63	28	7	5		(2)					資金計画・事業収支計画に関する条件	余熱利用施設の設計・建設及び工事監理業務完了払いにおける一時支払金の金額において、余熱利用施設の実実施設計費とありますが、調査費及び基本設計費は割賦払いの対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	29	7	6		(2)					モニタリングにかかる費用	貴市が実施するモニタリングに関して、貴市から求められる必要資料作成等で事業者側に過度な負担が生じる場合は、その全体あるいは一部を貴市に負担していただく協議を希望しますが可能でしょうか？	原則として事業者負担を想定していますが、合理的でない場合には協議に応じます。
65	29	7	11	1						基本的考え方	「ただし、事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、本市がその全て又は一部を負うこととする。」とありますが、「事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスク」とはどのような状態が想定されるのか、ご教示ください。	具体的な事象に応じて、事業契約書に基づいて判断します。
66	29	7	6		(1)					本市の費用負担	大規模修繕費は本市にて費用負担するとのことですが、具体的な修繕項目等ご教授いただけますでしょうか？	大規模修繕の定義は入札説明書P4に記載のとおりです。なお、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないよう、計画的に修繕を行い、予防保全に努めてください。
67	33	9		1						入札参加資格審査	会社概要書は会社案内パンフレットの提出が可能でしょうか。	可能です。
68	33	9		1						入札参加資格審査	登記簿謄本が履歴事項全部証明書となっておりますが、入札参加各企業のものを集めると枚数が多くなることが想定されます。現在事項全部証明書の提出もお認めいただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
69	33	9		1						参加審査書類	登記簿謄本について、現在事項全部証明書で代替することは可能でしょうか。また発行日に規定はありますか。	前段：不可とします。 後段：入札公告日以降としてください。
70	33	9		1						入札参加資格審査	各企業の定款を提出することとなっておりますが、登記簿謄本を提出するため、こちらは免除いただけませんか。	原案のとおりとします。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1	○		1			2		(6)		契約保証金	ホームページ上に5月1日に事業契約書(案)の差替えがありました。第2条第6号のみの修正でしょうか(第49条の追加)。他にございましたらご教示ください。	事業契約書第2条6号(第49条の追加)及び事業契約約款別紙4(誤字脱字等の軽微な修正)の2箇所です。
2		○								目次	本事業契約(案)には自主事業に関する規定があり、付帯事業については「付帯事業の実施に係る基本協定書(案)」がありますが、提案施設に関して、市と事業者の間での契約・協定等がありますでしょうか。	ありません。
3		○	1	2		4				契約関係書類の適用関係	「事業契約書等」、「要求水準書等」、「入札説明書等」とあり、それぞれの定義には貴市の回答も含まれますが、優先順位としては、各資料に対する回答が優先されるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4		○	1	4		4	1			契約関係書類の適用関係	事業契約書と年度協定書はどちらが優先されますでしょうか。	年度協定書となります。
5		○	4	4	1	14	7			設計に伴う各種調査	調査結果に係る一切の責任及び費用を負担するとなっておりますが、調査結果によって当初想定されていた工事内容等に変更が生じる場合には、事業者が責任及び費用を負担しなければいけないのでしょうか。	事業契約約款第17条に基づくものとします。
6		○	5	4	1	15	1			設計に係る許認可及び届出	「設計業務に関する本契約上の義務を履行するために必要な一切の許認可の取得及び届け出を自己の責任及び費用において行わなければならない。」とありますが、「一切の許認可の取得及び届け出」とは業務範囲が不明瞭なため、本業務において具体的にはどういった業務を想定されているのかお示し下さい。	要求水準書P18をご参照ください。
7		○	5	4	1	17	5			設計の変更	起因者が不明の場合についての処置をお示しください。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
8		○	5	4	1	17	5			設計の変更	貴市にご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
9		○	5	4		17	5			設計の変更	本事業は貴市が発注しているごみ処理場の整備事業と密接に関係しております。「本市の責めに帰すべき事由」にはごみ処理場の整備事業の中止、遅延、変更などによるものが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10		○	6	4	1	18	1			設計図書等についての責任	貴市が追加費用および損害賠償についてご負担いただく場合、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
11		○	7	5	1	21	1			建設業務の実施及び第三者への発注	建設業法に従い、新規入場する都度、施工体制台帳・再下請通知書・添付資料を提出するということがよろしいでしょうか。	第三者の名称その他本市が求める情報を提示してください。
12		○	7	5	1	24				建設に伴う各種調査	調査業務を請負人に委託してもよろしいでしょうか。	可能です。
13		○	9	5	1	25	7			土地の瑕疵	「ただし、地中埋設物等が通常想定される規模のものである場合はこの限りではない」とありますが、極めて不明瞭な規定となっております。通常想定される規模のものについてご説明願います。	「通常想定される規模の埋設物等」とは、公表資料等から予見可能な埋設物等、及び一般的に想定される規模の埋設物等を意味します。
14		○	9	5	1	25	7			施工計画書	通常想定される規模の地中埋設物とは、どの程度の規模を想定されているのか、具体的に例示いただけますでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。
15		○	9	5	1	25	7			施工計画書	『～ただし、地中埋設物等が、通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。』とございますが、具体的に想定されるものをご教示ください。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。
16		○	9	5	1	25	7			施工計画書	「通常想定される規模」の地中埋設物等とはどの程度のことを指すのでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。
17		○	9	5	1	25	7			地中埋設物等	『～ただし、地中埋設物等が通常想定される規模のものである場合はこの限りではない。』について、通常想定される規模のものとは具体的にどの程度のものなのかお示しください。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.13をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
18		○	9	5	1	25	7			工期の変更による費用負担	工期延長に係る諸費用についても貴市にご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	第30条第1項に基づき、当該工期の変更又は引渡日の遅延に伴い事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額を事業者に支払うものとします。
19		○	9	5	1	27	1			近隣対応等	「騒音、振動、悪臭、粉塵発生、交通渋滞」とありますが、ごみ処理場に起因する場合は除外され、市が責任を持って対応することを確認させていただきます。また、これらによる本事業の整備業務・維持管理運営業務で増加費用及び損害が発生した場合は、市の責めとなることを確認させていただきます。	前段:お見込みのとおりです。 後段:具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
20		○	9	5	1	27	1			建設に伴う近隣対応及び対策	近隣からの要望等既に明らかになっているものがある場合はお教えいただけませんかでしょうか。	事業予定地周辺で、工事車両による渋滞が発生しないようにしてほしいとの要望をいただいています。
21		○	10	5	1	28				建設・工事監理業務に対する本市によるモニタリング	モニタリング・建設現場の立ち合いに関する、実施の頻度、所要時間、工事への影響(工事作業の一時中断等の有無)についてご教えてください。また、現場立ち合いについてはどれくらい前にお知らせいただけるのでしょうか。	現時点での具体的な想定はありませんが、定例会は月1回を想定しています。立ち合いについては、事前に事業者と協議します。
22		○	10	5	2	29	1			工期の変更	『本市が事業者に対して工期の変更を請求した場合、～』とございますが、どのような要因・事例があるかご教えてください。	現時点では具体的な想定はありません。
23		○	10	5	2	29	1			工期の変更	予期せぬ地中埋設物の撤去やコロナウイルス等感染症の影響による場合で、工期の変更が避けられない場合は、事業者の責めに帰すことのできない事由と考えます。工期の変更を承認頂けるという理解でよろしいでしょうか。	予測できない地中埋設物等(通常想定される規模のものである場合を除く)の撤去については、第29条第2項に基づき、協議により変更内容を決定するものとします。コロナウイルス等感染症については、具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
24		○	10	5	2	29	1			工期の変更	貴市の責めに帰すべき事由による工期の変更により、引渡しが遅延した場合、対価の支払いスケジュールを含めて協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
25		○	10	5	2	29	1			工期の変更	請負人の責めによらない事由で貴市が著しく短い工期となるような工期の変更を請求した場合で、協議が不調となった場合でも、貴市の請求する工期変更に応じなければならぬのでしょうか。また、その短縮された工期に間に合わせるために発生した追加費用(突貫工事費)は、設計変更の対象となりますか。	市が著しく短い工期となるような工期の変更を請求することは想定していません。
26		○	10	5	2	30	1			工期の変更	本事業は貴市が発注しているごみ処理場の整備事業と密接に関係しております。「本市の責めに帰すべき事由」にはごみ処理場の整備事業の中止、遅延、変更などによるものが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	事業者の責めに帰すことのできない事由には、第25条第7項に記載の土地の瑕疵が発見されたことにより工期が変更された場合も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	貴市の責めに帰すべき事由による工期変更の費用負担の中には、銀行との融資契約に係る諸金融費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
29		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	新型コロナウイルス等の感染拡大に伴う工期の変更や、ウクライナ問題等により発注した商材の通常と比較した場合の納品遅延など事象が発生した場合は、本項に該当すると考えてよろしいでしょうか。	具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
30		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	予期せぬ地中埋設物の撤去やコロナウイルス等感染症の影響による場合で、費用負担の増加が避けられない場合は、事業者の責めに帰すことのできない事由と考えます。事業者が負担した合理的な増加費用を貴市が負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	予測できない地中埋設物等(通常想定される規模のものである場合を除く)の撤去については、お見込みのとおりです。コロナウイルス等感染症については、具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくこととなります。
31		○	10	5	2	30	1			工期の変更による費用負担	「合理的な増加費用相当額」とは共通仮設費、現場管理費、一般管理費等も含まれると考えてよろしいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、含みます。
32		○	10	5	2	30	2			工期の変更による費用負担	「本市に発生した合理的な損害」とは具体的にどのようなものを想定しておられるのでしょうか。	現時点では具体的な想定はありません。
33		○	10	5	2	30	1.2			工期の変更による費用負担	第1項、第2項の「工期の変更」とは、変更契約締結を意味しますか。	工期の変更を行う場合、変更契約の締結を想定しています。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
34		○	11	5	2	31	1			工事の一時中止	工事期間中の一時中止は、貴市が必要と認める場合のみとなっていますが、公共工事標準請負契約約款第20条第1項の「工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」は、貴市が一時中止が必要と認める場合に該当するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35		○	11	5	3	33	1			完成確認	久喜市工事検査規則の内容を確認したいのですが、どちらに掲載されておりますでしょうか。	本市例規集にてご確認ください。
36		○	11	5	3	33	1			本市による完成確認	中間確認及び出来高確認を行うとありますが、工事のどの段階で実施するのでしょうか。	出来高確認は令和7年3月、令和8年3月にそれぞれ実施します。中間確認の確認項目及び確認実施時期等については別途指示することを想定しています。要求水準書を修正します。
37		○	12	5	3	34	4			完成図書及び完成確認合格通知	貴市が加える完成図書の改変は、貴市が独自に行うのでしょうか。その改変内容について事業者へ通知等はなされるのでしょうか。また貴市が完成図書を改変した場合は、その改変後の完成図書を添えて、事業者（請負人）に通知いただけますか。	前段：お見込みのとおりです。事業者の維持管理・運営業務に必要な場合、通知等を行います。後段：事業者（SPC）に通知することは可能です。
38		○	12	5	4	35				建設・工事監理業務中に第三者に及ぼした損害	「当該損害のうち、…」との記載があり、第三者への損害の一部を貴市にて負担されるように解釈できますが、どのような事象を想定されておりますか。ご教示ください。	事業者の責めに帰すべき事由によるものについて、本市が負担する想定はありません。
39		○	12	5	5	37	1			設計及び工事・工事監理業務の契約保証	契約保証は、事業契約の仮契約時ではなく、本契約時ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
40		○	12	5	5	37	1	(4)		設計及び工事・工事監理業務の契約保証	履行保証保険契約を締結する場合、建設企業はSPCに対して連帯保証をする必要があり、余熱利用施設と公園の工事請負者が別の場合、保険金額の合計額が同じであれば、余熱利用施設と公園の履行保証保険は別の保険契約でよろしいでしょうか。	問題ありません。
41		○	13	5	5	37	1	(4)		設計及び建設・工事監理業務の契約保証	設計及び建設・工事監理業務の請負・受託企業（複数社）が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、違約金支払請求権を被担保債権とする質権を貴市のために設定する場合、各請負・受託企業が付保するそれぞれの保険の保険金額合計が、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42		○	13	5	5	37	2			契約保証金の額	「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額とありますが、具体的には、SPCから設計企業、監理企業、建設企業各社への発注額の総額と理解すればよろしいでしょうか。同じく第88条第4項第1号アにも同様の表記がございますので、合わせてご教示ください。	本市と事業者との契約における「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額です。
43		○	13	5	6	38				施設の引渡し	対象施設に関してプロジェクトファイナンスでの融資実行を受けるためには、金融機関に対し、施設引渡し済が済んだことを確認できる証憑の提出を必要とします。引渡し後に、貴市から引渡しを証する書面を発行いただけますでしょうか。発行いただける場合、引渡してからどの程度の期間でご対応いただけますでしょうか。	書面の発行は可能です。期間については、事業者と協議します。
44		○	14	5	6	39				引渡しの方法	不動産取得税等、本施設の登記に際して生じる諸費用については、事業者へ支払い義務は無く、本事業のサービス対価としても見積もりの必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45		○	14	5	6	39	1			登記	表示登記は貴市が行い、事業者は必要な情報提供等の協力を行うとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.44をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
46		○	14	5	6	39	2			引渡しの方法	本施設の不動産取得税・登記に関する諸費用については、事業者に支払い義務は無く、本事業のサービス対価としても見積もりの必要は無いとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.44をご参照ください。
47		○	14	5	6	40	1			引渡日の変更	本事業は貴市が発注しているごみ処理場の整備事業と密接に関係しております。「本市の責めに帰すべき事由」にはごみ処理場の整備事業の中止、遅延、変更などによるものが含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
48		○	14	5	6	40				引渡しの期日の変更	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
49		○	14	5	6	42	1			契約不適合責任	損害賠償請求については、公共工事標準請負契約約款第55条4項と同様に「この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは」、損害賠償請求しないものとしていただけませんか。	原案どおりとします。
50		○	14	5	6	42	3			契約不適合責任	通知の方法についてお示しください。 また「本市からの通知」とは、当該通知が事業者(請負人)に到達したときを指すという理解でよろしいでしょうか。	前段:書面又は口頭等での通知を想定しています。 後段:お見込みのとおりです。
51		○	14	5	6	42	4			契約不適合責任	「10年」の起算日は、「引渡し日」でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52		○	16	6	1					開業準備業務の取扱	開業準備業務期間における法令変更・不可抗力による責任分担、契約解除時の違約金、その他の発注者の責めに帰すべき事由、事業者の責めに帰すべき事由の取扱は第7章維持管理及び運営業務を準用する理解でよろしいでしょうか。	契約解除時の違約金は第12章、法令変更は第13章、不可抗力は第15章をご参照ください。
53		○	18	6	4	49	1	(4)		開業準備業務の契約保証	開業準備業務の受託企業(複数社)が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、違約金支払請求権を被担保債権とする質権を貴市のために設定する場合、各受託企業が付保するそれぞれの保険の保険金額合計が、開業準備業務のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54		○	19	7	1	51				指定管理者の指定の取消	本規定による指定の取消は、あくまで事業者に責があった場合にのみに限定されないと、民間事業者側にとっては、一方的であり、コントロール不能なリスクのため、リスクの受け入れは困難です。よって、あくまで事業者に責があった場合の規定として解釈されるものとして運用をお願いできませんでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりです。原案どおり、地方自治法第244条の2第11項の規定によるものとします。
55		○	19	7	1	52				指定管理者の指定の停止	本規定による指定の取消は、あくまで事業者に責があった場合にのみに限定されないと、民間事業者側にとっては、一方的であり、コントロール不能なリスクのため、リスクの受け入れは困難です。よって、事業者に責があった場合の規定として解釈されるものとし、別紙2「モニタリング及びペナルティの考え方」に集約するなどの規定としていただけませんか。	前段については、基本的にはお見込みのとおりです。原案どおり、地方自治法第244条の2第11項の規定によるものとします。
56		○	19	7	1	52	3			指定管理者の指定の停止	事業者は、市が実際に負担した追加費用(+消費税)を市に対して支払うとありますが、第4項で市は当該業務のサービス対価は支払わないとありますので、ここでいう追加費用とは、市が実際に負担した費用から、事業者を支払う予定であったサービス対価を差し引いた額という理解でよろしいでしょうか。 事業者が市の負担額全額を支払うとした場合、市の実質負担額が0となり、不合理となると考えます。	お見込みのとおりです。
57		○	20			53				利用の許可	第三者によるイベント等での利用において生じる使用料については、事業者の収入となりますか?	お見込みのとおりです。
58		○	21	7		56	1・2			維持管理及び運営業務計画書	維持管理及び運営業務計画書について、毎年、当該事業年度の前年度の2月末日までに提出とありますが、計画内容を期日までにまとめたうえで提出し、3月末までに貴市と内容を協議するという理解でよろしいでしょうか。	本市と協議し、承諾を得た上で、2月末日までに提出してください。
59		○	22	7	1	59	1	(1)		維持管理運営の開始遅延	「事業者が実際に負担した追加的経費の額から事業者が出費を免れた経費の額を控除して」とありますが、追加的経費には出費を免れる経費は存在しないかと思えます。どのような経費が出費を免れるものとして想定しておりますでしょうか。	維持管理・運営業務を履行できなかったことにより出費を免れる経費を想定しています。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
60		○	22	7	1	59	1	(1)	(2)	維持管理及び運営業務開始の遅延	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
61		○	22	7	2	61	3			本施設の修繕	「最新の長期修繕計画に基づき、本市と協議の上、本市が必要と判断したものについて、長期修繕計画に定める修繕費の範囲内で、本市の修繕及び設備機器等の更新を行うものとする」とありますが、都度更新している長期修繕計画であるにも拘わらず、「本市が必要と判断したものについて」と限定される趣旨は何でしょうか？官民のリスク分担に疑義が生じかねませんのでご説明をお願いします。	事業契約書を修正します。
62		○	24	7	3	64	2			維持管理及び運営業務の変更	不可抗力又は事業者の責めに帰すことのできない事由と御座いますが、感染症(コロナウイルス等)にて緊急事態宣言が発令され、施設が閉鎖された場合は、貴市からの補填は御座いますでしょうか。	緊急事態宣言により休業等の要請があった場合は、第15章(不可抗力)に基づき、基本的には協議により判断することになります。
63		○	24	7	3	64	3			維持管理及び運営業務の変更	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いはないでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
64		○	24	7	3	64	3			維持管理及び運営業務の変更	「前2項に規定する維持管理及び運営業務内容の変更により維持管理及び運営業務に係る費用が増減する場合は」とありますが、「不可抗力」等により利用料収入及び自主事業収入が減少した場合も、合理的な範囲内(直近3か年実績からの減収差額等)でサービス対価を変更頂ける認識で宜しいでしょうか。	第15章(不可抗力)に基づき、基本的には協議により判断することになります。
65		○	25			68				維持管理及び運営業務の契約保証	他のPFI事業の事例でも、維持管理・運営期間における契約保証金を求めることは少ないと思います。事業者で履行保証保険契約の費用を毎年計上することになると、PFI事業は長期契約が前提になることから、その金額は大きく期間も長くなり、入札金額ががり市の負担が増えることとなります。内閣府の公表資料『2023年3月改定 実務編』でも「必ずしも契約保証金を求める必要がないにもかかわらず納付を求めると、VFMを阻害する要因となる」「PFI事業の場合、民間事業者は、維持管理、運営の段階で、初期投資を回収する必要があるため、建設工事終了後、民間事業者が契約上の義務を放棄する可能性はほとんど考えられず、建設工事にかかる履行保証保険の付保で契約保証金を免除している事例が多くなっている」という考え方です。また、維持管理運営期間の履行保証保険契約を請ける保険会社も少なくなっていることから、維持管理運営期間の契約保証金はなしとして頂けないでしょうか？	原案どおりとします。
66		○	26	7	5	68	1	(4)		維持管理及び運営業務の契約保証	維持管理及び運営業務の受託企業(複数社)が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、違約金支払請求権を被担保債権とする質権を貴市のために設定する場合、各受託企業が付保するそれぞれの保険の保険金額合計が、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の10以上であれば足りるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
67		○	26	7	5	68	1			維持管理及び運営業務の契約保証	「契約保証金の額は、維持管理及び運営業務の各事業年度のサービス対価の金額(消費税等相当額を含む)の100分の10以上としなければならない。」との記載がございますが、事業契約書別紙4の②維持管理及び運営業務のサービス対価の(4)その他の費用は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	含みます。
68		○	26	7	5	68	4			維持管理及び運営業務の契約保証	契約保証金の納付に代わり、履行保証保険を締結する場合、維持管理及び運営業務の受託者等が事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合、各保険の保険金額合計が第68条2項に定める保証金額以上という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69		○	27	8	5	70	1			費用負担及び収入	要求水準書99頁6.自主事業イでは、自主事業の実施に必要な経費として「電気を除く光熱費」とあり、事業契約書と異なるが要求水準書が正と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約約款(案)を修正します。
70		○	27	8		70	3			費用負担及び収入	目的内/目的外の区分の考え方についてお示しいただけませんでしょうか。	自動販売機の設置のみを目的外使用として想定しています。
71		○	27	8		70	4			目的外使用	自主事業における目的内と目的外の基準又は定義をご教示ください。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.70をご参照ください。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
72		○	27	8		70				費用負担及び収入	施設内にて創出したエネルギーを自主事業で消費する場合は電気を消費する場合の電気代は負担なしという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。ただし、自主事業の実施に必要な電気については、本市が供給します。事業契約約款(案)を修正します。
73		○	27	8	1	72	2			自主事業の料金	貴市の指導により利用料金を調整した場合、事業計画に影響が出るため、その際には事業内容を変更することもお認めいただけますでしょうか。	具体的な指導内容によりますが、基本的には協議により判断していくことになります。
74		○	34	12		88	2			本市による本事業契約の終了	事業者の責めによる事由により付帯事業の継続が困難となった場合、本事業契約については解除されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
75		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	「違約金を直ちに支払うこと」との記載がございますが、工事契約履行保証証券の加入が義務付けられています。こちらの履行保証の取り扱いはどうなるのでしょうか。	契約保証金を違約金に充てることは可能です。
76		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	貴市が買い取ることができる出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
77		○	35	12		88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	貴市が買い取ることができる出来形には、貴市の確認を受けた設計図書や、SPC経費、金融費用などの合理的な費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.76をご参照ください。
78		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	「本市は、出来形部分について、相当する金額により買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使するものとする。」との記載がございますが、基本的には買い取りいただけるとの理解で宜しいでしょうか。また自己の費用撤去させる場合とはどのような事例を想定されておりますでしょうか。	前段：買い取ることができる権利又は事業者に自己の費用で本施設を撤去させる権利のいずれかを行使します。 後段：現時点での具体的な想定はありません。
79		○	35	12		88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	市が、出来形部分の買取又は本施設の撤去のいずれかを行使するとありますが、非合理には撤去を求めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
80		○	35	12	1	88	4	(1)	イ	本市による本事業契約の終了	「この場合において、当該違約金の支払いは、本市の事業者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。」の記載がございますが、この損害賠償については貴市が被った損害のうち、違約金を超えた部分という理解でよろしいでしょうか。また損害賠償額に上限を設けていただけないでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：原案どおりとします。
81		○	35	12	1	88	4	(2)		引渡し後の違約金	本施設引渡し後に事業者の事由で事業契約が解除された場合は「維持管理及び運営業務の当該事業年度のサービス対価(消費税等相当額を含む)の100分の10に相当する金額の違約金を支払う」との記載がございますが、事業契約書別紙4の②維持管理及び運営業務のサービス対価の(4)その他の費用は含まれないとの認識で宜しいでしょうか。	含みます。
82		○	36	12		89	2	(1)	ア	事業者による本事業契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	原案どおりとします。
83		○	36	12	1	89	2	(1)	イ	事業者による本事業契約の終了	貴市に買い受けをいただく本施設の出来形部分については、設計図書の出来形部分の他、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解でよろしいでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
84		○	36	12	1	89	2	(1)	イ	事業者による本事業契約の終了	貴市の責めに帰すべき場合による事業の終了の場合には、SPC関連費を含む事業を終了させるために必要な費用もご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.83をご参照ください。
85		○	37	12		89	2	(2)	ア	事業者による本事業契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.83をご参照ください。
86		○	37	12	1	89	2	(2)	イ	事業者による本事業契約の終了	本事業契約の解除までに事業者が実施した維持管理及び運営業務のサービス対価のうち未払いの金額相当額もお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
87		○	38	12		91	2	(1)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額を対象として出来形部分を検討することになります。
88		○	38	12	1	91	2	(1)	イ	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	法令変更または不可抗力による事業の終了の場合には、SPC関連費を含む事業を終了させるために必要な費用もご負担いただけるとの理解で宜しいでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、協議に応じます。
89		○	38	12	1	91	2	(2)	ア	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	支払日までの金利相当額、融資の前倒し返済に伴う追加費用など、合理的な金融費用もお支払いいただけますでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.87をご参照ください。
90		○	38	12	1	91	2	(2)	イ	不可抗力又は法令変更等による場合の契約の終了	本事業契約の解除までに事業者が実施した維持管理及び運営業務のサービス対価のうち未払いの金額相当額もお支払いいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
91		○	39	13	1	93	3			法令変更に係る協議及び追加費用の負担	貴市がご負担いただく費用については、合理的に発生する金融費用も含まれるとの認識で間違いございませんでしょうか。	合理的な増加費用として認められるものであれば、お見込みのとおりです。
92		○	41	15	1	96	2			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	協議を開始した日から14日以内に対応策等の合意が成立しない場合とありますが、事業者の責めによらない場合、ケースによって14日という期間の変更・延長の協議は可能でしょうか。	可能です。
93		○	41	15	1	96	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	不可抗力が発生した場合の対応策等の費用のうち事業者が負担する費用額は、引渡し前においては、累計で「設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額」の100分の1であるという理解で宜しいでしょうか。	引渡し前においては、累計で、別紙4に記載する「サービス対価の支払方法」の「1 サービス対価の構成 ①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価」のうち、「(1)施設費等 ア施設費」における設計費等、建設・工事監理費等に相当する金額及び当該額に係る消費税等相当額の合計額の100分の1相当額に至るまでの費用とします。
94		○	41	15		96	3	(1)		不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設整備期間中に複数回にわたる負担が必要になったときには、対応策等の費用の累計額に対し、事業者が本条規定の通りの一定額を負担し、残額を市が負担すると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)、事業契約約款(案)に関する質問への回答No.93をご参照ください。
95		○	41	15		96	3			不可抗力に係る協議及び追加費用の負担	施設引渡し前後のいずれかにおいても、不可抗力事由により事業者の負担額を超える額の保険金が支払われた場合、当該保険金額をまず、事業者の負担分に充当し、さらに保険金額が上回った分を貴市の負担分に充当する建付けとしていただけますでしょうか。	原案どおりとします。
96		○	44	17	1	103				秘密保持	「本市及び事業者は、本事業に関して知り得た相手方の秘密」とありますが、秘密情報の定義をお示ください。	開示された時点において、受領者が既に了知していた情報や既に公知であった情報、開示された後に受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得した情報、秘密情報とは無関係に受領者が独自に開発した情報以外とします。
97		○	45	17		104	3・4			成果物又は本施設の内容公表	3項において貴市が成果物又は本施設の内容を自由に公表する事について事業者は許諾する義務がある内容に対して、4項では事業者が公表することは貴市の許諾がない限り原則禁止しております。3項における公表の可否について協議対象としていただきたいのですがいかがでしょうか。	原案どおりとします。第3項について、本市は事前に事業者と協議します。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	1	46	1	(10)				事業提案書	「交渉時に提出された提案図書」とありますが、入札手続きのどの段階で交渉が行われるのでしょうか。	提案内容に対する質問への回答及び、事業契約締結時の協議を想定しています。
2	1	46		(18)				不可抗力	①「疫病や感染症等のこれら以外の事由」とありますが、疫病や感染症に関しては不可抗力ではないとのことでしょうか？ ②その場合、今般の新型コロナ感染症のような事例の場合には不可抗力としての対応ではなく、個別に同様(外出自粛や施設閉鎖、行政指示がない場合でも社会的な自粛発生等の場合には利用料金見合い費用もしくは事業継続のために必要な費用の市による負担等)の対応をしていただけたらとのことでしょうか。	①「これら」とは「戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他人為的な現象」を指します。 ②具体的な事象に基づき、基本的には協議により判断していくことになります。
3	1	46	1	(24)				供用開始予定日	余熱利用施設は令和9年2月1日、公園は令和9年2月1日とあります。令和9年2月～3月は開業準備期間ですが、供用開始日の定義として問題ないかご確認ください。通常は一般開放される日が供用開始日ではないかと思われます。	事業契約書を修正します。
4	3	51		(1)				保険金額	履行保証保険は主な担保リスクで保険金額を把握することができますが、その他の保険金額は事業者による任意提案でよいと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	3	51						保険	建物に対する火災保険及び施設賠償保険について、市での保険付保の準備はありますでしょうか。施設所有者が市であることから火災保険の付保をお願いします。	引渡し日以降の火災保険は、本市にて付保予定です。
6	4	52	1					建設・工事監理費等	表2 サービス対価の構成にある「建設・工事監理費等」の内訳について、施設整備期間中の事業者の運営費、保険料、監査費用、法人税等、事業者の税引後利益なども含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	4	53	1		①			基準金利	基準金利が国債金利レートとなっております。事業者が金融機関から資金調達をする関係から一般的には東京スワップレート(TONA参照)を使用することが多いですが、こちらの金利を基準金利に採用していただけないでしょうか。	原案どおりとします。
8	4	53	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	基準金利は、10年物国債金利レートとありますが、金融機関によっては、取組みのハードルが上がることが懸念されるため、一般的な金融機関の調達金利の考え方に合わせ、東京スワップ・レファレンス・レート(10年物)として頂けませんでしょうか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.7をご参照ください。
9	4	53	1		①			サービス対価の支払い方法	「基準金利」について「財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする」とあります。国債金利レートは、日銀の国債買い入れ等の金利抑制策を発動することがあるため、銀行の調達金利と乖離が発生する可能性がございます。別指標でのご検討をお願い致します。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.7をご参照ください。
10	4	53	1		①			サービス対価の構成	「基準金利」について「財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする」とあります。国債金利レートは、日銀の国債買い入れ等の金利抑制策を発動することがあるため、銀行の調達金利と乖離が発生する可能性がございます。別指標でのご検討をお願い致します。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.7をご参照ください。
11	4	53	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	基準金利は国債金利情報の10年物国債金利レートとさせていただきますが、銀行の調達金利との乖離が少ない東京スワップレート(TONA参照)や東京スワップレート・フォールバックに変更いただけないでしょうか。国債金利レートは金利変動が少ないことから、銀行の調達金利と国債金利レートと大きな乖離が生じた場合に備え、融資金融機関より高いスプレッドを求められる可能性があり、入札価格の増加につながる恐れがございます。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.7をご参照ください。
12	4	53	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	割賦手数料の利息は本施設引渡し日の翌日から発生するという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
13	4	53	1		①			割賦金利の計算方法	割賦金利は引渡し翌日から発生する理解でよろしいでしょうか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.12をご参照ください。

No	別紙番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
14	4	53	1		①			設計及び建設・工事監理業務のサービス対価	元利均等での計算にあたり、割賦元本額に端数が生じた場合は、最終回の支払額にて当該端数を調整すればよろしいでしょうか。	問題ありません。事業者の提案によるものとします。
15	4	53	1		②			開業準備業務のサービス対価	開業準備業務のサービス対価には、開業準備期間におけるSPCの運営費用、監査費用等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	含まれません。①設計及び建設・工事監理業務のサービス対価又は③維持管理及び運営業務のサービス対価のいずれかに含むことを想定しています。
16	4	53	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	各業務費を平準化することにより端数が生じる場合、その調整は事業者の任意にてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	4	53	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	第1回及び最終回の支払いを除き原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。と記載されていますが、第一回と最終回の支払いはどのような変動を想定されていますでしょうか。	第一回については、維持管理業務及び運営業務の開始時期が異なるためです。最終回については、基本的に同額となるため、事業契約書を修正します。
18	4	53	1		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	第1回及び最終回の支払いを除き、原則として毎回の支払いにおいて同額を支払うものとすると思いますが、第1回及び最終回も他の支払回と同様、3ヶ月分の業務対価をお支払いいただくと認識しておりますが、第1回及び最終回の支払額が異なる理由をご教示いただけますでしょうか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.17をご参照ください。
19	4	53	3		③			維持管理運営対価の支払方法	各四半期の支払は均等となる理解でよろしいでしょうか。	第一回を除き、お見込みのとおりです。
20	4	53	3		③			維持管理運営対価の支払方法	水光熱費の積算はどのように行い、貴市に請求させていただきますののでしょうか。	③維持管理及び運営業務のサービス対価に含みます。
21	4	53	3		③			維持管理及び運営業務のサービス対価	③維持管理及び運営業務のサービス対価にて「毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする」とありますが、修繕業務は事業期間の後半に多くかかり、前半は少ないため、均等払いではなく、事業者の提案(計画)に基づき支払われるとして頂けないでしょうか。	原案どおりとします。
22	5	67	1					設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方	余熱利用施設、公園それぞれの建設・工事監理業務のサービス対価の改定について、建設業務着工後、建設期間中に急激な物価変動が起こった場合、残工事に対してサービス対価の改定を行う規定の追加をお願いできませんでしょうか。	原案どおりとします。
23	5	67	1					サービス対価の改定方法	建設・工事監理業務のサービス対価の改定方法については「令和5年9月(提案書提出時)の「建築費指数・工事原価—体育館(RC)工事原価(一般財団法人建設物価調査会)」を用い、各業務着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。」との記載がありますが、物価変動に伴うサービス対価の改定は着工時の1回のみということになるのでしょうか。もし、可能であれば公共工事標準請負約款に倣い、「上記の規定による改定は、本項の規定によりサービス対価の改定を行った後再度行うことができ、この場合においては「提案書提出時」を「直前の本項に基づくサービス対価の変更の基準とした日」とし、「各工事着工時期」を「直前の本項に基づくサービス対価の変更の基準とした日から12月を経過した後」とするものとする。」との記載をお願いできませんでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：ご意見として承ります。
24	5	67	1					余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価	『1 設計及び建設・工事監理業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方』余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価について、工事着工までの物価変動についての考え方は明示頂いておりますが、工事期間も2年弱かかることから、通常の公共工事と同様に、工事期間中の物価変動についても認めていただけますでしょうか。	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.23をご参照ください。

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
25	5	67	1					サービス対価の改定方法	物価基準の起算日が提案書提出時となっていますが、昨今の急激な物価上昇により、予算計上日(特定事業の選定日)から提案書提出時までの物価上昇額も勘案すべきと考えます。物価基準起算日を特定事業の選定日時点に再検討頂けないでしょうか。	原案どおりとします。
26	5	68	2					表7改定に用いる指数	維持管理業務の物価変動は、「企業向けサービス価格指数:日本銀行調査統計局一建物サービス」の指数を用いてサービス対価を改定することとの記載がございますが、【建物サービス】の指数は実態と乖離した指数となっております。 日本PFI・PPP協会において、この乖離した指数ではなく、維持管理業務の「サービス対価」の物価変動指数は、当該PFI事業の維持管理業務に従事する人員の person 費と相関関係が高い物価変動指数を選定する。と提言されております。 <推奨>: 厚生労働省の毎月勤労者統計調査 賃金指数 就業形態別 きまって支給する給与 一般労働者30人以上。 上記の通り推奨されている指数を採用頂きますようお願いいたします。	原案どおりとします。
27	5	68	2					維持管理及び運営業務のサービス対価の改定に関する基本的考え方	維持管理業務の改定に用いる指標に【企業向けサービス価格指数:日本銀行調査統計局】を用いられますが、実態に即していないため、厚生労働省の賃金指数を用いて頂けないでしょうか？	事業契約約款(案)別紙に関する質問への回答No.26をご参照ください。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			3	1	4		(1)					事業の対象となる施設	余熱利用施設の延べ面積は6000㎡と記載がありますが、上限値と下限値について目安があればご教示いただけますでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.53をご参照ください。
2	○			3									事業予定地敷地範囲図	公園の対象面積 約93,000㎡の敷地境界線がわかる測量図のCADデータはございますでしょうか。	要求水準書閲覧資料15として提示します。
3	○			5	1			3	エ				大規模修繕	「※建築物、建築設備等に係る大規模修繕は、本市が直接行う」とありますが、大規模修繕と小規模修繕の明確な区分けをお願いできませんでしょうか。特に、設備機器は設置後10年～15年経過すると修理部品がなくなることも多く、その場合には既存の設備一式を撤去して代替となる新システム一式を導入することになります。物にもよりますが100万円程度～億単位の費用となります。ついては、設備機器において修理部品がなくなり、設備機器を入れ替える場合には、大規模修繕との理解でよろしいでしょうか。また、その際の施設の休館期間のサービスの対価の支払いについて減額があるようでしたら説明をお願いできますでしょうか。	要求水準書P82に記載のとおり、事業者は、事業期間中に大規模修繕が発生しないように計画的に修繕をお願いします。万一、設備機器を更新する必要があった場合、その要因に応じて事業契約書に基づき判断することになります。
4	○			6	1		4	(4)	イ	(オ)			付帯施設(付帯事業)に係る収入	事業者は、付帯事業による売上を収入とすることができる。と記載されていますが、ここで言う事業者とはSPCではなくSPCの構成員でもない民間企業でも可という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○			8	1		4	(6)					運営収入	提案施設について、運営収入の項目に「(自主事業に係る売上)」と2箇所に記載がありますが、正でしょうか。	正です。
6	○			8	1	4		6					表1-2飲食	SPCから飲食機能(維持管理・運営)を委託する場合、構成企業又は協力企業として入札参加グループに位置付け、参加表明書において明記する。また、久喜市入札参加資格者名簿(物品等)としての参加要件を満たす必要があるとの理解でしょうか。	お見込みのとおりです。
7	○			12	1	7		1					立地条件	余熱利用施設の建蔽率は50%ですが、新ごみ処理施設敷地を含めて満たせばよいとされていますので、建築面積は3,500㎡より大きく(例えば5,000㎡)とれると考えてよろしいでしょうか。	入札説明書に関する質問への回答No.52をご参照ください。
8	○			14	1	7		(4)	ア	(イ)			公園の利用日利用時間の概要	「メイン駐車場およびサブ駐車場のいずれも通年開放」とありますが、特別な場合を除き深夜12時以降は防犯上および暴走族の対策として使用禁止とすることは可能でしょうか。	不可とします。
9	○			15	1		7	(4)	イ				利用料金	利用料金は事業者の提案となっており、実施方針に対する個別対話の結果No.35にて、物価変動に応じた利用料金の変更は条例の範囲内で実施可と記載されています。仮に事業者の提案額が条例の設定額となった場合、利用料金は上げられないでしょうか。	事業契約書第53条に基づき、市との協議により判断していくこととなります。
10	○			16	1	7		4	ウ				施設利用方法	自由利用を原則とする。とありますが、自由利用について具体的な説明をお願いいたします。	自由利用とは、利用者の制限(対象年齢、性別、居住地など)が無く利用できるという意味です。
11	○			16	1		7	(4)	ウ	(カ)			駐車場	駐車料金の徴収はしてはならないという意味でしょうか。例えば土日祝や繁忙期のみ環境への負荷を考慮し、公共交通機関利用推進のため有料とすることは可能でしょうか。	徴収は想定しておりません。
12	○			16	1	7		(5)					感染症対策	令和5年5月8日に感染症に対するガイドラインが大幅に緩和されましたが、当項目の方針変更等ございますでしょうか。	「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(スポーツ庁)」が廃止となったため、当該部分を削除します。その他の記述については、一般的な感染症対策としてご理解ください。
13	○			18	2		1	(1)	ク				業務の対象範囲	設計内容に関する市民説明会は、どのタイミングで、何月頃の実施を想定されていますか?その際に必要な説明内容も併せてご教示ください。	事業者が主体的に実施してください。時期・内容は市と協議してください。
14	○			19	2		1	(3)	イ	(ア)			調整池の設計業務を担う者が満たす要件	技術士(建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋部門または上下水道部門(下水道)))又はRCGM(下水道部門または河川、砂防及び海岸・海洋部門)に登録している者であること。と記載されていますが、公園設計企業が当該人員を保有していない場合、調整池の設計業務を資格保有者がいる企業に再委託してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、担当する方の再委託先の企業名、氏名及び資格名等は明らかにしてください。
15	○			19	2		1	(3)	ウ				設計業務の主任技術者の配置	配置予定の主任技術者及び担当技術者において、求められる資格要件及び実績要件があれば、ご教示下さい。	要求水準書に記載の通りです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
16	○			20	2	3		(1)	ア				新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設の屋上庭園につながる散策路との一体性について配慮すること記載がありますが、新ごみ処理施設の散策路は常時開放されているのでしょうか。若しくは、運営時間に合わせて通路を閉鎖するのでしょうか。セキュリティーの考え方について、具体的な運営方法の構想があればご教示ください。	常時開放を予定しています。
17	○			20	2		3	(1)					新ごみ処理施設との連携	新ごみ処理施設と一体性に配慮した建築デザイン、動線、避難場所としての活用等の施設計画での連携や、さらに運営業務内でも様々な連携が求められています。 ついては、新ごみ処理施設整備事業の採用提案及び設計図書、設計協議事項(特に発注者要望やそれに対する対処等)、運営業務等協議事項(特に発注者要望やそれに対する対処等)等を一式を開示頂けますでしょうか。 開示されない場合、新ごみ処理施設の事業者(協力企業等も含め)のみが知りうる情報が存在し、本事業の提案において有利となり、本事業の競争上の公平性が損なわれます。	市としては本事業と新ごみ処理施設事業が一体性をもった事業となるよう、事業発注に当たり最大限の資料提供に努めております。入札参加者におかれましてはこの点をご理解をいただき、市が開示した公表資料等の情報をもとに提案してください。
18	○			20			3	(3)					新ごみ処理施設との連携	模型の作成について、費用分担はどのようになりますか？	新ごみ処理施設整備事業者の負担となります。
19	○			20	2	3		(1)	ウ				新ごみ処理施設との連携	災害時に新ごみ処理施設と一体となった提案を考えるにあたり、新ごみ処理施設での地域防災に対する考え方ご教授ください。	現段階では以下のとおりです。 ・マンホールトイレ、EV車急速充電器 10台(来客者及び余熱体験啓発権利利用者の利用を想定して5台分、公用車併用として5台分を来場者駐車場内に設置)、防災備蓄倉庫、その他災害時に有効な設備を設ける。 ・災害時の避難者の受け入れを想定する。
20	○			20	2	3		(1)	エ				新ごみ施設との連携	新ごみ処理施設整備事業者が実施する本施設と新ごみ処理施設の模型の作成に際し、事業者は協力することと記載ございますが、協際に際し発生する費用は、新ごみ処理施設整備事業者の負担との理解でよろしいでしょうか。	模型作成にかかる費用はごみ処理施設整備事業者の負担です。
21	○			21	2		3	(3)					周辺インフラとの接続	(上水道、下水道、電力等)引き込みに係る費用について、貴市に負担いただける分は、サービス購入料に含まれるという理解で宜しいでしょうか？	事業者の負担となっているものは、サービス対価に含まれます。市負担とは、サービス対価とは別に市が負担するものです。
22	○			22	2	1		(3)	エ	(7)			雨水排水	雨水排水流出抑制施設の基本設計において、放流水路へ設置するオリフィスの寸法をご教示下さい。	事業者にて計画ください。
23	○			22	2	1		(3)	エ	(7)			雨水排水	雨水排水流出抑制施設の基本設計において、雨水抑制施設から既存排水路へ接続する放流管の内径をご教示下さい。	事業者にて計画ください。
24	○			22	2	3		(3)	イ	(7)			上水道	余熱利用施設は、給水管75Aと接続すると記載がありますが、給水に関して、●時～●時の間で給水することが出来ないなどの制限を設けられることはございますでしょうか。また要求水準書(案)に関する質問への回答No.21では排水・給水能力に応じて制限される場合があり、事業契約書締結後の協議事項となっております。制限が発生し費用が上がった部分については、市側のリスクとして頂けませんでしょうか。	前段: 特にありません。 後段: 排水においては、市下水道施設と協議して調整するなど、周辺の公共下水道の状況に配慮して排水してください。給水においては、市や新ごみ処理事業者等と協議して調整するなど、周辺の下水道の状況に配慮してください。
25	○			22	2	3		(3)	ウ	(4)			下水道	余熱利用施設及び公園内からの排水は、新ごみ処理施設の工場棟等からの排水と共に、公園内を縦断し、既存下水道へ接続することと記載がございますが、プール水や浴槽水の換水を実施する際に大量の下水が流出しますが、既存下水道へ接続することで対応が可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、排水時に流量を調整いただく場合があります。
26	○			23	2		3	(3)	オ	(7)			新ごみ処理施設整備事業者と協議	電力、ガス等、新ごみ処理施設整備事業者と協議が必要な項目をいくつか指示いただいております。正確なコスト算出のための入札前協議が必要と考えますが、協議の場を設けて頂くことは可能でしょうか。	入札前に市が協議の場を設けることは予定していません。必要な情報や協議したい事項がある場合は、市へご相談ください。
27	○			23	2	3		(3)	カ	(7)			ガス	新ごみ処理施設整備事業者が、新ごみ処理施設区域に引き込んだ中圧管から分岐し引き込むこと。詳細は東京ガス及び新ごみ処理施設整備事業者と協議すると記載がございますが、ガス設備を必要としない設計の場合はガスの引込工事を実施する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	○			26	2		4	(1)	ア	(7)	c		施設配置	「浸水想定高さ以上の盛土を行うこと」とありますが、見学会時の現状の盛土(1.5m*2.0m)レベルは、T.P.基準ですといくつになりますでしょうか。	要求水準書閲覧資料5にてご確認ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
29	○			26	2	4		(1)					基本的な考え方	余熱利用施設を2階建てとし、新ごみ処理施設の散策路との一体性を考えた場合、余熱利用施設屋上は散策路のみとなるのが考えられます。たとえば、飲食機能を配置する等一部3階建てとなるような提案も認められないのでしょうか。	新ごみ処理施設が準耐火建築物(ロ-2)を予定しており、新ごみ処理施設に対して影響を及ぼさない計画が可能であれば、お見込みのとおりです。
30	○			29	2	4		2	ア		f		設備計画の考え方	ZEB Ready 相当以上の基準を満たしとありますが、ZEB Ready認証取得が要求水準というわけではないと考えて相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、ZEBの定義は環境省が示すものに準ずることとし、ZEB Readyの場合は、省エネのみで計算してください。
31	○			29	2	4	(2)	イ	(イ)		b		Wi-Fi	利用者向けのフリーWi-Fi(ギガらくWi-Fi)のアクセスポイントや通信料等の負担は市と事業者どちらの負担でしょうか。事業者負担の場合にギガらくWi-Fiのスペックの指定はございますでしょうか。	前段:事業者負担です。 後段:指定はありません。
32	○			30	2	4	(2)	イ	(オ)				発電設備	発電設備は太陽光発電設備と記載があるため、非常用自家発電設備は設置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	○			30	2	4	(2)	イ	(オ)				太陽光発電	太陽光発電設備の発電容量はどの程度の範囲を想定していますか。	事業者提案によるものとします。
34	○			30	2	4	(2)	イ	(カ)				直流電源装置	建築基準法に準拠し、非常用照明設備の非常電源として直流電源装置を設置することと記載がございますが、建築基準法に準拠した非常照明設備との理解からバッテリー式の非常照明設備も可能との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	○			33	2	4	(2)	エ	(オ)		e		熱利用設備	工場棟から供給する高温水は、現時点での条件の記載がございますが、常用圧力と配管口径をご教示願います。	常用圧力0.5MPa程度、配管口径は125Aで計画しています。なお、詳細検討(温水温度や取合位置等)により見直しの可能性がありますので参考としてください。
36	○			33	2	4	(2)	エ	(オ)		e		熱利用設備	供給される高温水の温度が80~85℃程度ですと、熱交換の効率が低く、給湯に使用する場合は給湯水を別途昇温する必要性が考えられます。高温水の温度を130℃程度にすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。また、事業者にて昇温していたく想定はなく、効率のよい熱交換を設計してください。
37	○			34	2	4	(3)	ア	(ア)		m		各機能に係る要件	今後本市中学校の水泳事業を実施(予定)することを検討しているとありますが、繁忙期の混雑防止の観点から生徒専用の出入口を設けるなどの具体的な構想があればご教示ください。また、想定されている中学校利用の頻度、利用生徒数があれば教示ください。	専用出入口は不要です。 学校利用の実施を含め、詳細は未定です。なお、現在は、各学校・学年ごとに年1~4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。
38	○			34	2	4	3	ア	(ア)		m		水泳授業	利用者数の想定にあたって、水泳授業と自由利用の同時共存ができるのか、又は、水泳授業期間中は一般のプール利用は全て禁止する必要があるのか、教えていただけないでしょうか。	一般との同時利用は想定していませんが、詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。
39	○			35	2	4	(3)	オ					流水プール	プール機能について 50mの流水プールと記載がありますが、形状に指定はないと考えてよろしいでしょうか。 レジャー的な要素もしくは、運動浴用により形状が異なるかと思われませんが、事業者提案によると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	○			35	2	4	(3)	ア	(ア)		m		25mプール	自主事業開催時においても一般利用が可能のように計画するとありますが、学校利用時は一般利用はないものと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。
41	○			35	2	4	(3)	ア	(ウ)		a		幼児プール	幼児用プールの広さについて、目安等あればご教示ください。	事業者提案によるものとします。
42	○			35	2	4	(3)	ア	(エ)				スライダー	スライダーの高低差は制限等ありますか。	特にありません。
43	○			35	2	4	(3)	ア	(オ)		a		流水プール	長さ50m程度とありますが、内径と外径の平均長さと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。
44	○			35	2	4	(3)	ア	(オ)		a		流水プール	長さ50m程度とありますが、±10%以内は要求水準を満たすと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
45	○			35	2	4	(3)	ア	(カ)		b		ジェットバス	深さについては、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。
46	○			36	2	4	(3)	ア	(シ)		b		プール観覧スペース	写真撮影等によるトラブルが生じないような配慮とありますが、想定するトラブルがあればご教示ください。	事業者にてご判断ください。
47	○			36	2	4	(3)	ア	(シ)		b		プール観覧スペース	プール観覧室から、保護者等による遊泳中の子供の撮影は可能と考えてよろしいでしょうか。	事業者にてご判断ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
48	○			37	2		4	(3)	イ	(7)	i		大浴場	災害時にも入浴ができることの想定が必要とありますが、災害時も余熱・電気は供給されると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、地震災害時は、新ごみ処理施設からの電力供給は3日以内に復旧することになっています。
49	○			37	2		4	(3)	イ	(7)	i		大浴場	災害時にも入浴ができることの想定が必要とありますが、入浴はシャワー程度と考えてよろしいでしょうか。	事業者提案によるものとします。浴槽も利用できることを期待しますが、災害の程度や施設の状況によって判断してよいものとします。
50	○			37	2	4		(3)	イ	(7)	i		大浴場	災害時にも入浴ができることを想定することと記載がございますが、この場合新ごみ処理施設からの高温水や電気の供給の他、給水が停止していない場合との理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
51	○			37	2		4	(3)	イ	(7)	n		大浴場	炭酸泉装置を設置すること。なお、将来的に、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを想定する。と記載されていますが、二酸化炭素はいつから、どのような方法で供給される予定でしょうか。	供給開始時期は未定です。当面の炭酸泉装置に必要な二酸化炭素の供給は事業者とし、要求水準書を修正します。
52	○			37	2		4	(3)	イ	(7)	n		炭酸泉	炭酸泉について、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを想定するとありますが、二酸化炭素の利用がいつからになるのか不明なため、それまでの期間で発生する代替となる消耗品等の費用については、貴市の負担という認識でよろしいでしょうか。	事業者負担になります。併せて要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.51をご参照ください。
53	○			37	2	4		(3)	イ	(7)	n		大浴場	炭酸泉装置を設置すること。なお、将来的に、新ごみ処理施設で発生した二酸化炭素を利用することを想定することと記載がございますが、二酸化炭素の供給が行われるまでの期間で、炭酸泉装置を稼働させることも想定するため、新ごみ処理施設からの二酸化炭素の利用可能時期をご教示願います。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.51をご参照ください。
54	○			37	2		4	(3)	イ	(7)	n		大浴場	二酸化炭素の想定される供給方法をご教示ください。	供給方法は未定です。併せて要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.51をご参照ください。
55	○			37	2		4	(3)	イ	(4)	f		広間	「特定の利用者の占有」とはどのような状況を想定しているのかご教示ください。	そのままの意味でご理解ください。
56	○			37	2	4		(3)	イ	(7)	b		大浴場	具体的な浴槽の種類、機能、配置、規模等は事業者の提案によるものとするが、男女別にそれぞれ同時利用 20 人程度として計画することと記載がございますが、大浴場を一度に20人程度使用することが可能な施設計画との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、20人以上使用することが可能な計画も認めることにしています。
57	○			37	2	4		(3)	イ	(7)	f		大浴場	各槽にろ過器を設けること。風呂の規模や計画入浴者数に応じた機器の能力を設定することと記載がございますが、各槽とは白湯(男女)、水風呂(男女)といった男女で同じ槽とした場合を含むとの理解でよろしいでしょうか	男女別で、それぞれを1槽として計画してください。
58	○			38	2		4	(3)	ウ	(4)	a		フィットネススタジオ	卓球ができることも想定されていますが、閲覧資料14の備品等リスト(参考)に卓球台は記載されていませんでした。事業者の調達備品となりますでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	○			38	2		4	(3)	エ	(7)	a		多目的室	カラオケや楽器演奏ができる部屋、会議や各種教室、囲碁・将棋等の利用を想定する部屋について、それぞれの部屋数は何部屋の想定でしょうか。	事業者提案によるものとします。
60	○			39	2		4	(3)	オ	(キ)			飲食機能	飲食施設を公園内に設ける場合は付帯事業ではなく、本事業の運営事業の位置づけと考えるとよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	○			39	2		4	(3)	オ	(キ)			飲食機能	飲食施設を公園内に設ける場合の建設費は、公園工事費と考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
62	○			39	2		4	(3)	オ	(キ)			飲食機能	飲食施設を公園内に設ける場合の建設費は、公園工事費の補助対象に該当すると考えてよろしいでしょうか。	国土交通省都市局公園緑地・景観課のホームページ「公園とみどり」に「補助対象施設」として表記されているものをご確認ください。
63	○			39	2		4	(3)	オ	(キ)			飲食機能	飲食施設を公園内に設ける場合の維持管理運営費は、公園の維持管理運営費と位置づけられると考えればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	○			40	2		4	(3)	カ	(7)	f		更衣室及び脱衣室	トレーニング機能用にシャワー室を設置することと記載されていますが、他機能のシャワー室と利用スペースを区別すべきでしょうか。	事業者提案によるものとします。要求水準書P39 カ.更衣室及び脱衣室(ア)共通 a.を確認してください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
65	○			40	2	4		(3)	キ	(7)			エントランスホール	「公園側出入口をメインエントランスとし、駐車場側、新ごみ処理施設側からもアクセスできる出入口をそれぞれ設けること」とありますが、容易に利用者の入館管理ができるように利用者の入館はメインエントランス1か所で計画した場合、公園および駐車場および新ごみ処理施設からメインエントランスまで、わかりやすいアプローチを計画すればよろしいのでしょうか。	利用者が3方向からアプローチしやすい、わかりやすい導線とすることを条件に、エントランスの集約を認めます。要求水準書を修正します。
66	○			40	2	4		(3)	キ	(7)	f		管理運営機能	メインエントランスの位置について、公園側出入口をメインエントランスとし、駐車場側、新ごみ処理場からそれぞれアクセスできる動線を設けるよう記載がありますが、各所へ必要なアクセスが可能であれば、任意の位置で計画をさせて頂いても宜しいでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.65の回答をご確認ください。
67	○			40	2		4	(3)	キ	(7)	f		エントランスホール	メインエントランスは利用者の動線を考慮し、駐車場側に設けることも可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.65の回答をご確認ください。
68	○			40	2		4	(3)	キ	(7)	f		エントランスホール	出入口を公園側と新ごみ処理施設側の角付近に設けた場合でも、それぞれの方向に出入口を設ける必要はあるのでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.65の回答をご確認ください。
69	○			41	2	4		(3)	キ	(ウ)			公園管理室	公園管理室は適当な広さを確保して余熱利用施設の事務室を兼用してもよろしいでしょうか。	可能とします。
70	○			41	2	4		(3)	(ウ)		b		公園管理室	公園管理室を「公園内に別棟として設けることも可とする」とありますがそうした場合は、1敷地1建物として理解されるのでしょうか。公園管理室と一体の建物出ない付帯施設の提案が出来なくなるという理解でよろしいでしょうか。	敷地分けするなど、建築基準法及び都市公園法等に準拠して計画してください。
71	○			41	2	4		(3)	キ	(オ)	a			新ごみ処理施設と屋内の渡り廊下で接続すること。と記載がありますが、渡り廊下の利用者は誰を想定すればよいでしょうか。また、利用者は下足でしょうか。館内の利用料金を1階で管理する関係上、一般の施設利用者が使用する場合は、1階からの入館、施設利用を想定してもよろしいでしょうか。	前段：一般利用者です。 中段：下足です。 後段：一般利用者が渡り廊下からも入館できる設えとしてください。
72	○			42	2	4		(3)	キ	(カ)			屋上	「余熱利用施設の屋上からスロープや階段等で直接公園に降りられる動線となるようにする」とありますが、余熱利用施設は2階建てとなり2階部分に露天風呂が計画されるので1階部分の屋上からスロープや階段等で直接公園に降りられる動線となるようにしてもよろしいでしょうか。	可能とします。
73	○			42	2		4	(3)	キ	(カ)	a		屋上	令和5年4月20日公表の要求水準書(案)に関する質問への回答No.87にて「直接公園に降りられるスロープ等は、新ごみ処理施設の屋上庭園に設置予定の階段を利用することも満たすものとします」と回答されておりますが、余熱利用施設での公園へ直接降りられるスロープ、階段等の設置は必須ではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
74	○			42	2		4	(3)	ク				環境啓発機能	令和5年4月20日公表の要求水準書(案)に関する質問への回答No.95にて、「要求水準書を修正する」との回答がありました。修正されていないように見受けられます。改めて、新ごみ処理施設で計画している環境啓発に資する情報発信の具体的な内容をご教授いただけませんか。	内容は協議中ですが、要求水準書閲覧資料16を参考にしてください。
75	○			43	2		4	(3)	ケ		a		外構	事業者用駐車場の必要台数などあれば、ご教示ください。	事業者提案によるものとします。
76	○			43	2	4		(3)	ケ		b		外構	「渡り廊下の下付近の空間については、キッチンカーの設置やイベント等で利用できる広場を設けること」とありますが、渡り廊下から見えやすくわかりやすい場所に広場を設けると考えればよろしいのでしょうか。	事業者提案によるものとします。 新ごみ処理施設の広場と一体的に利用できる位置としてください。
77	○			43	2		4	(3)	ケ				外構	「新ごみ処理施設との連続性を考慮」と記載がありますが、新ごみ処理施設側でもキッチンカーの設置やイベント等に利用できる広場の計画を想定していただけますでしょうか。	利用方法は未定ですが、イベント等に利用できる広場の設置を計画しています。
78	○			47	2		5	(1)	オ	(7)			植栽計画	植栽計画の検討や樹種の選定は、本多静六博士の理念を取り入れることとし、配置・樹高・幹周りの詳細は、本市と協議を行うものとする。と記載されていますが、落札後の協議で費用増を伴う変更が発生した場合はサービス対価の増額はありますでしょうか？ また植栽に関する専門的な知識を有する者の意見を取り入れて設計に反映すること。と記載されていますが、有識者は事業者により選定するとの理解でよろしいでしょうか。	前段：サービス対価の増額は想定していません。 後段：お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
79	○			47	2		5	(1)	オ	(キ)			植栽計画	花を楽しめる花壇を整備すること。と記載されていますが、花壇の植え替えも事業者の業務でしょうか？	お見込みのとおりです。
80	○			48	3		5	(2)	イ	(7)			通信設備	「公園内にWi-Fi等の情報通信環境を整備すること」とありますが、公園全域ではなく公園内の決められたエリアでWi-Fi利用ができればよいとの理解でよろしいでしょうか？その場合に貴市で想定されているエリア数等はどのようなお考えでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：事業者提案によるものとします。
81	○			49	2		5	(3)	イ	ア			芝生広場	「原則として天然芝」と記載がありますが、天然芝の芝生広場とは別に、草地として管理する広場や人工芝エリアを設けることは問題ないでしょうか？	問題ありません。
82	○			49	2		5	(3)	イ	(7)			天然芝	天然芝の場合、当事業の工期の1月(または11・12月など冬)ぎりぎりに芝はりをすると芝が休眠状態で根付かないで枯れてしまう可能性が高いというリスクがありますが天然芝を選定する場合には開業後の芝生の維持管理を考慮した工期の設定(3月～5月までに芝はりを終えるなど)をするお考えはありますか。	工期の設定は考えていません。
83	○			49			5	(3)	ウ				遊具	新ごみ処理施設に設置される遊具により計画変更が生じた場合には、サービス対価が増減する可能性があるということになりますか？	ごみ処理施設に設置される遊具による計画変更は行わないこととします。要求水準書を修正します。
84	○			49	2		5	(3)	ウ				遊具	新ごみ処理施設に設置(予定)される遊具を踏まえて、計画変更の協議を行う場合がある。と記載されていますが、新ごみ処理施設の遊具を理解し、貴市との協議を行っている新ごみ処理施設事業者は遊具の親和性やそれを見据えたコスト管理等を具体的に提案でき、評価点を獲得する上で明らかに優位であるため、新ごみ処理施設の提案遊具や貴市との協議状況等をご開示頂けますでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.83の回答をご確認ください。
85	○			50	2		5	(3)	ウ	(7)	d		大型複合遊具	貴市内で最大規模の遊具の一例をお示し願います。	エンゼル公園(青毛地区)、県営権現堂公園(1号公園)(小右衛門地区)です。
86	○			50			5	(3)	ウ	(イ)			幼児用遊具	ふわふわドームについては、安全性の面から小学生以上を対象とし、幼児用遊具として設置することは避けた方が良くと考えますが、市のお考えをお示下さい。	年代によってエリアや時間を分けるなど、安全性に十分配慮したふわふわドームの導入を期待します。なお、(イ)幼児用遊具は、ふわふわドームに限定するものではありません。
87	○			50			5	(3)	ウ	(イ)			幼児用遊具	インクルーシブな遊具が幼児用遊具の中に記載されていますが、小学生以上も含めて対象とし設置するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
88	○			50	2		5	(3)	エ	(7)			水遊び場	水遊び場の水は循環水と水道水どちらでしょうか？	事業者提案によるものとします。
89	○			51			5	(3)	エ				水遊び場	小川について、子どもが水に入って遊ぶことを想定されていますか？その場合における水質基準はどのようにお考えですか？	前段：お見込みのとおりです。 後段：事業者提案によるものとします。
90	○			51			5	(3)	オ				バーベキューエリア	本公園は火気取扱い可能な公園という理解でよろしいでしょうか？また、バーベキュー以外でのイベント等における火気使用も可能ということよろしいでしょうか？	基本的にはお見込みのとおりです。なお、バーベキューは通年、バーベキュー以外はその都度において市の許可が必要です。
91	○			51	2		5	(3)	オ				バーベキューエリア	バーベキューのごみ処理は事業者負担でしょうか、利用者の持ち帰り想定でしょうか。	事業者提案によるものとします。
92	○			52	2		5	(3)	ク	(ウ)			トイレ	「全て様式トイレとし」とありますが、男性用トイレ内に小便器を設ける提案は可能ですか。	可能です。
93	○			54	2	5	(3)	サ	(イ)		d		公園西側駐車場(メイン)	EV車急速充電器は利用者が無償で使用できるものを想定しているでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	○			54	2		5	(3)	サ	(イ)	d		駐車場	EV車急速充電器の設置と維持管理はサービス対価によるものと理解しますが、EV車急速充電器の利用は利用者負担の有料でしょうか。有料の場合、収入は市・事業者のどちらになりますでしょうか。有料の場合、料金単価をご教示ください。また充電ネットワーク事業者の指定があるのでしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.93の回答をご確認ください。
95	○			54	2		5	(3)	サ	(イ)	h		駐車場	「市内循環バスなど公共交通が乗り入れる場合も想定する」とありますが、貴市にてすでにバス事業者等と協議等を行っているのでしょうか？バス事業者等は公共性、公平性を考慮し本事業の特定の応募グループには参画できないとの理解でよろしいでしょうか。	市全体の公共交通の見直しを検討していますが、バス事業者との協議はしていません。公共交通との差別化を図れるのであれば、提案は妨げません。なお、事業者決定後に市の担当課と協議が必要です。
96	○			54	2		5	(3)	ス	(イ)			照明	LED照明の街灯の柱部分で広告収入を得ることは可能でしょうか。	不可とします。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
97	○			56	2		7						土壌汚染状況調査業務	「新ごみ処理施設事業にて実施した調査において、余熱利用施設事業敷地は土壌汚染状況調査の対象外としている」とありますが、これは本施設建設対象敷地は閲覧資料4の地歴確認等から土壌汚染調査を実施しなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、公園施設の敷地においては調査を実施してください。
98	○			56	2		7						土壌汚染状況調査業務	今後の造成工事にて持ち込まれる土については土壌汚染調査は終わっており、問題ない土で造成されるとの理解でよろしいでしょうか。その場合には本施設建設に伴う現地での土壌汚染調査は不要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
99	○			59	3		2	(2)					工事計画策定に当たり留意すべき項目	新ごみ処理施設建設に伴う植栽と残土、並びに新設道路工事用の資材置き場の広さをご提示ください。また、その場所は本事業の事業者より指定させていただいてよろしいでしょうか。	前段：要求水準書閲覧資料10に追記しましたのでご参照ください。 後段：市と協議してください。
100	○			59	3		2	(2)					工事計画策定に当たり留意すべき項目	新ごみ処理施設の建設工事にて発生する残土は本施設及び公園の計画敷地には仮置きはしないとの理解でよろしいでしょうか。また、新ごみ処理施設建設によって発生した残土を本施設建設及び公園整備の埋め戻し等に利用させていただくことは可能でしょうか。可能な場合に発生する残土は汚染されていない土との理解でよろしいでしょうか。	前段：仮置きする可能性はあります。土のストックヤードについては要求水準書閲覧資料10にてご確認ください。 後段：可能です。新ごみ処理施設側と協議して調整することになります。また、汚染土は混入はないとお考えください。
101	○			59	3		2	(2)					工事計画策定に当たり留意すべき項目	新ごみ処理施設建設との工区境に設置する仮囲いは、ゴミ焼却場の施工者が設置すると考えて宜しいでしょうか。	本事業でも設置するものとします。なお、詳細は新ごみ処理事業者側と調整してください。
102	○			59	3		2	(2)					工事計画策定に当たり留意すべき項目	新ごみ処理施設建設で使用した仮設資材を含む資材を兼用もしくは転用することは可能との理解でよろしいでしょうか。	事業者の決定後に協議を行ってください。
103	○			59	3		2	(2)					工事計画策定に当たり留意すべき項目	仮設事務所をゴミ焼却施設工事の仮設事務所と合築することは可能でしょうか。	事業者の決定後に協議を行ってください。
104	○			60	3		2	(2)	イ				工事計画策定に当たり留意すべき項目	新ごみ処理施設との連携を考慮した検討のため、新ごみ処理施設の施工計画、工事車両搬出入ルート等ご教授ください。	要求水準書閲覧資料10に資料を追加します。
105	○			62	3		3	(1)	ア	(7)			工事監理体制届	配置予定の主任技術者及び担当技術者において、求められる資格要件及び実績要件があれば、ご指示下さい。	事業者提案によるものとします。
106	○			66	4		1	(2)					業務期間	「業務終了日は運営開始日までとする。」とありますが、開業準備業務終了日は、運営開始日前日までではなく、運営開始日を含むという理解でよろしいでしょうか。	運営開始日前日までとなります。要求水準書を修正します。
107	○			66	4		1	(3)	エ				本施設の愛称	「本市が本施設の愛称を募集することとした場合」とは、ネーミングライツとしての募集が含まれるのでしょうか。	含みません。
108	○			66	4		1	(3)	エ				本施設の愛称の募集	本施設の愛称を募集するとともに、選考に伴う業務を支援することとありますが、 ①具体的な業務をご指示ください。 ②この業務に係る費用についてはサービス対価に含まれる認識で宜しいでしょうか。	前段：スケジュール調整その他協議により決定します。 後段：お見込みのとおりです。
109	○			67	4		2	(2)					開館・開園式典	開館式典の正確な費用算出のため、招待客の想定人数をご指示ください。 また、招待客については、貴市が選定する認識で宜しいでしょうか。	前段：未定です。 後段：お見込みのとおりです。
110	○			70	5		1	(7)	イ	(イ)			業務実施体制	図5-1 業務実施体制(維持管理業務)において、各業務区分の定義がありましたらご指示ください。	P68(1)業務の対象範囲に記載の各業務に応じた区分を想定しています。
111	○			81	5		7	(2)	ア	(イ)			防犯・警備	営業時間外の出入管理は機械警備をセットした上で館の出入口の全ての鍵を錠鎖して入館が出来ない状態にするのとことよろしいでしょうか。 それとも、警備員を配置した出入管理を営業時間外にも行うとのことなのでしょうか。	事業者の提案によるものとします。
112	○			81	5		7	(2)	ア	(オ)			防犯・警備	営業時間外の建物及び敷地内への不審者・車両等の侵入防止を行うこと。とは機械警備をセットした上でバリアーなどにより物理的な対応でも可能でしょうか。	事業者の提案によるものとします。
113	○			82	5		7	(3)		(イ)			警備	「日中は運営業務職員等が巡回し、」とありますが、構成員や協力企業からの委託先による巡回警備も可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
114	○			82	5		8						修繕業務	「ただし、ここでいう修繕とは、経常修繕及び計画修繕を対象とし、大規模修繕を含まないものとする。」とありますが、経常修繕及び計画修繕については年間の維持管理・運営費に見込んでおくという理解で宜しいでしょうか？	お見込みのとおりです。
115	○			82	5		7	(3)		(オ)			公園の機械警備	営業時間外の公園内の機械警備とはどの程度の範囲を想定でしょうか。広範囲にわたる場合は異状がなくても鳥など動物や風で枝葉が動いただけでも機械警備が発報し、その都度待機警備員が出動しなければならない事態が頻発することが想定されます。	要求水準書を修正します。
116	○			86	6		1	(8)	イ	(イ)			業務実施体制	図6-1 業務実施体制(運営業務)において、各業務区分の定義がありましたらご教示ください。	P84(1)業務の対象範囲に記載の各業務に応じた区分を想定しています。
117	○			86	6		1	(8)	イ				業務実施体制の届出	業務従事者の経歴を明示した履歴書の提出が求められていますが、業務従事者＝施設職員であるとする、アルバイト職員全員の履歴書を提出することは現実的ではなく、個人情報保護の観点からも難しいため、各業務区分責任者以上の者の履歴書を報告する認識で宜しいでしょうか。また、「履歴書」に記載すべき内容をご教示ください。	可能とします。要求水準書を修正します。
118	○			86	6		1	(8)	イ	(イ)			総括責任者	総括責任者と業務責任者についても、関係法令等の充足並びに業務の円滑な実施が担保される場合は、認められる認識で宜しいでしょうか。	業務責任者については、認められます。統括責任者は不可とします。
119	○			87	6		1	(8)	エ				指定管理者制度等	公園部分について、利用者からの占用許可申請の受付は市で行うのか指定管理者で行うのか、また許可権限及び占用使用料の収入は市と指定管理者のどちらになるのか、ご教示ください。	いずれも市です。
120	○			89	6		2	(2)	ウ				利用料金徴収業務	利用者からキャンセルの申し出があった際、キャンセル料を徴収することは可能でしょうか。	不可とします。要求水準書P89に記載のとおり、利用料金支払い後から利用前までに、利用者からキャンセルの申し出があった際には、原則利用料金を払い戻してください。
121	○			91		6	2	(7)	イ	(イ)			総括責任者	総括責任者は非常駐で可、との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
122	○			91	6		2	(7)	イ	(イ)			事業全体の統括	統括責任者は応募グループの代表企業から選出ではなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。当然ながら代表企業は事業者の代表として事業期間を通して対応いたします。	統括責任者は、代表企業からの選出を想定しています。
123	○			92	6		2	(2)	ウ	(ウ)			営業許可の取得等	事業者は、本施設の整備・運営に当たり、事業内容や販売品目等に応じ、必要な営業許可の取得又は登録等を行うこと。と記載されていますが、ここで言う事業者とはSPCではなくSPCの構成員でもない委託先企業でも可という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
124	○			94	6		3	(1)	オ				学校利用支援業務	学校の授業での利用が実施される場合は利用方法等で調整とありますが、実施に伴い利用料金収入の減少等がある場合には市からの補填等を行ってもらえるとの理解でよろしいでしょうか？	学校利用の実施を含め、詳細は未定です。なお、現在は、各学校・学年ごとに年1～4回程度の授業を行っています。対象は市内の中学校を想定しています。詳細は実施が決定した場合に教育委員会と協議してください。
125	○			96	6		3	(3)	エ	(エ)			その他	ランニングステーションとしても更衣室等を利用できるよう配慮すること。と記載されていますが、ランニングステーション利用者の料金徴収を行うことは可能でしょうか。	事業者の提案により、可能とします。
126	○			96	6		3	(3)	エ	(エ)			その他	公園内のウォーキング・ランニングの利用者も更衣室を利用する想定ですが、更衣室利用料をとることは可能でしょうか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.125の回答をご参照ください。
127	○			96	6		3	(6)					飲食サービス提供業務	飲食サービス提供業務にかかる経費は事業者が負担すること、とありますが、サービス対価に含まれる項目の構成についてご教授ください。	要求水準書P8表1-2をご参照ください。
128	○			97			4	(1)	ケ				公園全体に係る日常運営業務	「公園の運営にあたっては、本市が行う占有許可、行為許可等の把握」とありますが、公園の(一部エリア等)の占有利用に関する許可(占有利用申込受付を含む)は市が対応するという理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
129	○			101	7				イ				付帯施設	余熱利用施設に要求されている飲食機能を公園敷地側に設置した場合、飲食に供する施設(付帯施設)の床面積は余熱利用施設の要求面積から除いて計画しても宜しいでしょうか。	問題ありません。
130		7											日常保守点検業務	毎日の実施が求められる 日常保守点検業務等については、施設に常駐員を配置している運営企業等が担うことも認められると理解してよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
131		7				2	②	i)					空調設備	空調設備に業務内容に冷房・暖房の切替と絶縁測定の記載と実施概要に年2回の記載がございますが、セントラル空調方式ではないマルチ空調方式の点検回数は事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
132		7				2	②	vi)					熱源設備	熱源設備(予備ボイラー)の実施概要に(シーズンイン点検)年1回、(シーズンオン点検)月1回、(シーズンオフ点検)年1回の記載がございますが、熱源設備(予備ボイラー)は貯湯槽のお湯の温度が設定温度より低くなると自動的に稼働するシステムになると思料いたします。熱源設備を常時稼働とする可能性もございましたため、シーズンイン・オン・オフといった点検頻度ではなく、事業者の事業者の提案とさせていただきます。	問題ありません。事業者の提案を期待します。
133		7				2	②	vii)					フロン排出抑制対象機器	フロン排出抑制対象機器(設置する場合)の実施概要に(定期点検)年1回の記載がございますが、機器によっては3年に1回の法定点検対象となる機器がございます、当該機器の場合は定期点検は年1回ではなく3年に1回の理解でよろしいでしょうか。	機器に応じて適切な点検回数を提案頂くことで問題ありません。事業者の提案を期待します。
134		7				5	①	ii)					水質検査	プール、浴室の水質検査に関して、実施概要では月1回との記載がございます。プール水の水質検査は月1回ですが、浴室の水質検査は「公衆浴場における水質基準等に関する指針」において、毎日完全換水型は年1回以上、連日使用型は年2回以上(塩素消毒でない場合は年4回以上)での検査が定められているため、浴室の水質検査は年2回の理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。要求水準書添付資料7を修正します。
135		7				5	②						居室の空気環境測定	居室の空気環境測定(ホルムアルデヒド測定含む)で、実施概要に(ホルムアルデヒド等)年1回との記載がございますが、建築物環境衛生管理基準の空気環境の調整に係る項目に、特定建築物の新築・増築、大規模の修繕、大規模の模様替えを行った際には、ホルムアルデヒド濃度の測定を行うことと記載がございますため、ホルムアルデヒドの測定は、初年度のみとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136		7											添付資料7	添付資料7全般について、こちらはあくまでも参考で建てられる建物・設備等にそった法令に決められた業務とその他必要・適当とされる業務を提案するという考えでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業者の提案を期待します。
137		8											熱供給に関する資料	事業者は全炉停止期間11/9～11/15のガス・電気代を負担するという理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。原因を問わず、供給停止期間が7日/年を超えた場合には、8日/年以降の燃料費の増額分を市が負担する予定です。
138		9											久喜市新ごみ処理施設外観	新ごみ処理施設の施設イメージが公表されていますが、デザインコンセプトや外壁等の仕上げ材や寸法(波型形状等)等を公表ください。新ごみ処理施設との親和性を考慮した提案を求められており、その場合には新ごみ処理施設事業へ参画している事業者、企業が有する情報は本事業の提案を検討するに際しても相当に有利な情報となります。本事業の公平性、競争性を担保するためにもお願いいたします。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.17の回答をご参照ください。
139		3											閲覧資料3 新設道路図面	計画敷地北側に作られる道路の舗装天端レベルが不明です。5mピッチ等で計画敷地との高さ関係がわかる資料を頂けないでしょうか。	要求水準書閲覧資料3に資料を追加します。
140		9											インフラ取合い点 汚水排水設備	新ごみ処理場の汚水排水計画について汚水最終樹の位置が記載されていますが、以降放流管は公園工事となっております、要求水準書にも排水管の位置を留意することあります。参考までに新ごみ処理場で想定している汚水の最大排水量および最終樹接続時の配管径をご教示ください。また、最終樹が複数ある理由をお教えいただけますでしょうか。	前段:1日最大排水量は47.72t(設計中)を想定しています。また、最終樹接続の配管径は150Aです。後段:敷地が東西に広く、最終樹を1か所とすると深くなるため最終樹を複数設置しています。
141		9											インフラ取合い点 雨水排水設備	新ごみ処理場の雨水排水計画について、雨水最終樹の位置のみ記載されていますが、以降放流管は公園工事となっております。参考までに雨水貯留槽および雨水浸透樹の有無をご教示ください。また、最終樹が複数ある理由をお教えいただけますでしょうか。	前段:雨水貯留槽および雨水浸透樹等の有無は設計中であるため回答できません。提案段階におきましては無いものとしてください。後段:敷地が東西に広く、最終樹を1か所とすると深くなるため最終樹を複数設置しています。
142		11											新ごみ処理施設との敷地境界計画書	現在想定されている外装仕上げを主だった部分で良いのでご教示ください。閲覧資料11に余熱利用施設との接続点の断面図をお示しいただいていますが、新ごみ処理施設の全容を把握したいので、平面図、立面図、断面図などの基本情報をお教えいただけませんか。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.17の回答をご参照ください。
143		11											閲覧資料11 新ごみ処理施設との敷地境界計画書	新ごみ処理施設と屋内の渡り廊下で接続すること。と記載がありますが、新ごみ処理施設の平面図、断面図等のCADデータを頂けないでしょうか。敷地内のどの部分で、どのフロアレベルで余熱利用施設とつなぐ必要があるか、検討を行いたいと考えております。	要求水準書、添付資料、閲覧資料に関する質問への回答No.17の回答をご参照ください。

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	質問内容	回答
144			11										新ごみ処理施設との敷地境界計画書	余熱利用施設と新ごみ処理施設との接続部分について、余熱利用施設敷地境界(南北)との位置関係が不明です。新ごみ処理施設の南北方向の柱芯と敷地境界までの寸法等の情報を開示いただけないでしょうか。	要求水準書閲覧資料11に追記します。
145			11										新ごみ処理施設との敷地境界計画図	断面図では新ごみ処理施設側の高さは2階=GL+6000、3階=GL+12000とありますが、事業区域境界線でその高さで接続すれば、余熱利用施設の階高は必ずしも新ごみ処理施設の階高に合わせる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	基本的にはお見込みのとおりですが、新ごみ処理施設との連携に配慮して計画してください。
146			14										市内既存施設の年間利用者数	余熱利用施設に集約予定の市内既存施設の年間利用者数が提示されておりますが、本施設の利用者数を想定する上で、当該5施設がいつ頃集約となるか予定がありましたらご教示ください。	本施設の供用開始をもって集約となります。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

落札者決定基準に関する質問への回答

No	本編	別紙	頁	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		5	5	4		価格評価点の算定	算定は税込若しくは税別どちらで実施されるかご教示ください。	消費税等相当額を除く額です。
2		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	市内の他の公園における利用者数実績をお示し下さい。	利用者数の計測データはありません。
3		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	利用者需要予測について、市の想定する利用者数をご教示ください。	事業者にてご提案ください。なお、公園利用者(有料施設利用者以外の利用者を含む)の需要予測についても様式B-2-2にてご提案ください。
4		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	利用者需要予測について、市の想定する公園利用者数をお示し下さい。	落札者決定基準に関する質問への回答No.3の回答をご確認ください。
5		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	公園利用者数のカウント方法として、市の規定がありましたらお示し下さい。	規定はありません。
6		○	2	I	(2)	②	需要計画及び収入計画	利用者数のカウント方法は市としての規定に沿うことになりますか？ それとも、事業者の提案によることとなりますか？	落札者決定基準に関する質問への回答No.5をご参照ください。
7		○	2	II	(1)	②	余熱利用施設・公園・新ごみ処理施設の連携	新ごみ処理施設との連携として、相互利用による相乗効果や、一体性、景観について評価されるのですが、新ごみ処理施設の事業者が本事業に参加する場合、他者が知り得ない情報を保有しており、それを反映した提案をした場合の評価はされないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8		○	3	VI	(2)		提案施設(任意)、付帯施設(付帯事業)(任意)	配点が30点となっていますが、複数の施設を提案する場合、各グループの提案内容との比較において、公平性を担保するための評価基準をお示し下さい。	施設の数ではなく、評価の方向性に沿って評価します。提案施設で15点、付帯施設で15点という配分ではなく、あくまで両方で30点として評価するとご理解ください。
9		○					設計業務に関する事項	「何度も来ても楽しめる」とありますが、加点項目審査の際、「何度も楽しめる」について、どのような基準で判断されますか？	事業者の提案によるものとします。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

様式集及び作成要領に関する質問への回答

No	書類名	様式番号	I	(1)	1	①	項目等	質問内容	回答
1	作成要領		I				納税証明書 その3の3	ここで指定される「納税証明書」は、法人税と消費税 及地方消費税に関するものという理解でよろしい でしょうか。	お見込みのとおりです。
2	作成要領		III	(1)	2)		様式等	「使用する用紙は、表紙を含め、各指定様式を使用 すること」とありますが、「共通」とされている様式(例 えば様式B-1)は、見やすくすることを目的に、示され た様式を逸脱しない範囲で枠の大きさやフォント、色 を調整することは可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	提出書類の作成 要領		III	(1)	3)		編集方法	右肩の番号は様式毎に複数枚ある際にふるものと いう理解でよろしいでしょうか。(一枚のみの様式で は1/1のみを記載するという理解でよろしいでしょ うか?)	複数ページにわたるときに記載してください。
4	作成要領		III	(1)	3)		編集方法	右肩の番号について、枝番により様式が複数ページ にわたる場合で、各枝番が1ページで収まる場合 は、右肩の番号を省略してよいという理解でよろしい でしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.3を ご参照ください。
5	Ⅲ. 提出書類の 作成要領	なし	III	(1)	3)		編集方法	「・・・、右肩に番号を振ること。」とありますが、様式 番号(No)は左肩に付けてもよろしいでしょうか。	右肩に付けてください。
6	提出書類の作成 要領		III	(2)	1)		入札参加資 格審査に関 する提出書 類	「ファイルの表紙には入札参加グループ名、事業 名、書類名を記載すること」とありますが、背表紙に も記載して問題ありませんでしょうか?	問題ありません。
7	提出書類の作成 要領		III	(2)	2)	①	入札書類審 査に関する 提出書類	「入札グループ名」とは参加資格があると記載された 通知書にあるグループ名を記載すればよろしいで しょうか?	お見込みのとおりです。
8	作成要領		III	(2)	2)	②	提案書	「提案書(Ⅰ～Ⅵ)」と「提案書(Ⅶ～Ⅹ)」を、それぞ れA4判縦長(A3判指定の様式は横折込)左綴じとし ・・」とありますが、「提案書(Ⅰ～Ⅵ)」を一つのA4 ファイル綴じにし、それとは別に「提案書(Ⅶ～Ⅹ)」 を一つのA4ファイルに綴じるという意味でしょうか?	ファイルを分ける意図はありません。原則1つのファ イルに綴じてください。
9	作成要領		III	(2)	2)	②	提案書	「副本分については、・・・企業名については「代表企 業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力 企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが、正 本分についても同様の記載として、正本には企業名 対応表などを添付する方式は可能でしょうか。企業 名と匿名は文字数が異なりますので、提案書のレイ アウト自体が変わってしまうことが理由です。	可能とします。
10	作成要領		III	(2)	2)	②	提案書	代表企業、構成企業、協力企業及び付帯企業以外 の企業(下請け企業や融資金融機関等)について は、企業名を記載することは可能でしょうか。	不可とします。
11	作成要領		III	(2)	2)	②	提案書	「融資確約書」や「関心表明書」といった提案内容 の確証を提案書に添付することが一般的ですが、添付 資料の提出は可能との理解でよろしいでしょうか。	可能とします。なお、入札参加者の企業名が特定さ れないよう留意してください。
12	提出書類の作成 要領		III	(2)	2)	②	提案書	印刷は片面・両面いずれか指定はありますか?	全て片面印刷としてください。
13	提出書類の作成 要領		III	(2)	2)	②	提案書	提案内容を確認するための書類(関心表明等)を提 案書に添付することは可能でしょうか?	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.11 をご参照ください。
14	提出書類の作成 要領		III	(2)	2)	②	提案書	正本に「企業記号照合表」を別添することを前提と して、正本も副本と同じように企業を記号にて記載 することもよろしいでしょうか?	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.9を ご参照ください。
15	提出書類の作成 要領		III	(2)	2)	②	提案書	「様式Noのインデックスを付けること」とありますが、 「I事業計画全般に関する事項」というインデックスの あとに「様式B-1」というインデックスを差し入れるこ とも可能でしょうか?	可能とします。
16	提出書類の作成 要領		III				提出書類の 作成要領	参加表明書類、入札書類はすべて数字は半角でよ ろしいでしょうか?	半角・全角は問いません。
17	作成要領		III	(2)	2)	②	提案書	ファイル表紙に記載する「分類名」について、「I事 業計画全般に関する事項～Ⅵ入札者独自の提案に 関する事項」と、最初と最後の分類のみが分かる表 記でもよろしいでしょうか。	可能とします。

No	書類名	様式番号	I	(1)	1	①	項目等	質問内容	回答
18	作成要領		Ⅲ	(2)	2	②	提案書	「企業名を伏せて審査を行うため、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業及び付帯企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せず、入札参加グループ名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが正本に關しても同様に作成し、企業名対応表にて対応してもよいという理解でよろしいでしょうか？	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.9をご参照ください。
19	Ⅲ. 提出書類の作成要領	なし	Ⅲ	(2)		②	提案書	「提案書の各項目に様式Noのインデックスを付けること。」とありますが、Ⅱ. 入札書類審査 入札書類審査に係る提出書類の構成 1/4～4/4の表の「No」毎にインデックスを付けるという理解でよろしいでしょうか。 例：Ⅹ 提案価格等提案書類の場合、「①初期投資費見積書」の様式にJ-1-1、「②初期投資費見積書(余熱利用施設内訳)」の様式にJ-1-2、「収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次計画表)」にJ-2のインデックスを付ける。	お見込みのとおりです。
20	Ⅲ. 提出書類の作成要領	なし	Ⅲ	(2)		②	提案書	インデックスの仕様は、インデックスを付ける各様式の前にインデックス付用紙を差し込む仕様でよろしいでしょうか。	事業者提案とします。なお、インデックス部分に当該様式Noを表記ください。
21	Ⅲ. 提出書類の作成要領	なし	Ⅲ	(2)		②	提案書	「副本分については、表紙、背表紙、提出書類に入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業及び付帯企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せず、…」とありますが、正本には、「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等毎に企業名を付した表を別途作成し、B-1様式の前に差し込む仕様でよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.9をご参照ください。
22	提出書類の作成要領		Ⅲ	(2)	2	②	提案書	基礎審査項目チェックシートの様式はいつ頃公表される予定でしょうか	本回答とあわせて公表します。
23	作成要領		Ⅲ	(2)	2	③	提案書	「企業名を伏せて審査を行うため、副本分については、表紙、背表紙、提出書類に入札参加グループ名並びに代表企業、構成企業、協力企業及び付帯企業の企業名及びロゴマーク等を一切記載せず、入札参加グループ名については参加表明書提出時に与える記号を表記し、企業名については「代表企業」「構成企業A」「構成企業B」「協力企業A」「協力企業B」等の匿名を使用すること。」とありますが正本に關しても同様に作成し、企業名対応表にて対応してもよいという理解でよろしいでしょうか？	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.9をご参照ください。
24	Ⅲ. 提出書類の作成要領	なし	Ⅲ	(2)		③	提案書(計画図面等提案書類)	質問No.5、19、20、21について、③提案書(計画図面等提案書類)も同様の仕様と考えてよろしいでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.5、19、20、21の回答をそれぞれご参照ください。
25	Ⅲ. 提出書類の作成要領	なし	Ⅲ	(2)		④	その他	「提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。」とありますが、保存するデータの形式はPDFの形式でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、文字検索が可能な状態でのPDF形式としてください。また、様式Iについては、Microsoft Excel形式も保存(算定数式含む状態)してください。
26	作成要領		Ⅲ	(2)	2	④	その他	「提案書提出時には、提出書類と同じ内容を保存したCD-Rを2枚提出すること。なお、当該CD-Rには、事業名、入札参加グループ名を明記すること。」とありますが、提出するデータ形式は様式I-2-1、I-2-2、I-2-3、I-2-4以外は任意という理解でよろしいでしょうか？	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.25をご参照ください。
27	提出書類の作成要領		Ⅲ	(2)	2	④	その他	CD-Rへ保存する各データの保存形式に指定はありますでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.25をご参照ください。
28	作成要領		Ⅲ				提出書類の作成要領	提案書作成上の指定があればご教示ください。「フォントの種類」「フォントサイズ」「提案書枠外の余白サイズ」「両面・片面印刷」「関心表明書、融資確約書等の別添資料の可否」	指定はありません。なお、「関心表明書、融資確約書等の別添資料の可否」は様式集及び作成要領に関する質問への回答No.11をご参照ください。
29	提出書類の作成要領						提案書	企業名の記載について、副本分については匿名記載が指示されていますが、正本と副本で二種類のデータを準備するのは大きな労力となるため、正本についても匿名記載とし、正本には匿名記載と企業名の対応表を添付することが認められるようにして頂きたいです。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.9をご参照ください。

No	書類名	様式番号	I	(1)	1	①	項目等	質問内容	回答
30	提案書	共通						様式集及び作成要領はWordデータですが、提案書は全てWordで作成しWordデータで提出するのでしょうか。 Wordですと閲覧環境によってはレイアウトが崩れるのでCDIに収める提出データはテキストが取れるPDFでの提出としていただきたいです。 (提出データがPDFであればWord以外のアプリケーションでの作成可を含む)	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.25をご参照ください。
31	提案書	共通						提案書を作成にあたり、使用するフォント、文字の大きさ、上下左右の余白などはご指定ありますでしょうか。 また、様式に記載されている枠は必須で使用しなければならないのでしょうか。	前段：指定はありませんが、読みやすさに配慮したフォントサイズ等にしてください。 後段：適宜調整可能です。
32	提案書	共通						提案書ですが装飾は可でしょうか。(ご指定の要素は入れる前提で表紙と合わせてデザインをしたい)	可能とします。
33	参加表明書	1-1						現書式では各社持ち回りでの押印作業が必要となるため、相当に時間を要します。様式を各社毎に一枚とし、綴じて提出してもよいでしょうか。	可能とします。
34	参加表明書	1-1						各社記載する名義人は「会社の代表者」、「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた役員、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載ください。
35	様式集	1-1					参加表明書	押印について、指名願で貴市に提出した認印による押印で問題ないでしょうか。また、押印回覧時間短縮の為、1枚に1社とし各企業ごとに記入・押印を行ってもよろしいでしょうか。□	前段：お見込みのとおりです。 後段：様式集及び作成要領に関する質問への回答No.33をご参照ください。
36	様式集	1-1					参加表明書	この代表者名(受任者名)とは、貴市入札参加資格者名簿に登録されている者を記載すれば宜しいのでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.34をご参照ください。
37	様式集	2-1					資格審査申請書	押印について、指名願で貴市に提出した認印による押印で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。競争入札参加資格の申請時に届け出した印鑑を使用してください。
38	資格審査申請書	2-1						記載する名義人は「会社の代表者」、「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた役員、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載ください。
39	入札参加グループ構成表及び役割分担表	2-2						役割を兼務(設計と建設等)する企業についても、1社に纏めて記載すればよろしいでしょうか。	複数の業務を兼務する場合は、様式毎(業務毎)で提出ください。
40	設計業務を行う者の参加資格要件に関する書類	2-2						実績を証明する書類について、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しとして、公共建築協会が発行するPUBDIS登録の写しのみの添付でも宜しいでしょうか。	可能とします。
41	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	2-4						実績を証明する書類について、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しとして、公共建築協会が発行するPUBDIS登録の写しのみの添付でも宜しいでしょうか。	可能とします。
42	運営業務を行う者の参加資格要件に関する書類	2-6					登録があることを証する書類	「電子調達サービスにおいて久喜市入札参加資格者名簿(物品等)に登録があることを証する書類」について、ホームページ該当ページを印刷したもので宜しいでしょうか。	埼玉県電子自治体共同運営電子調達サービスのホームページからダウンロードした審査結果通知書を提出ください。
43	参加資格要件に関する書類	2-2～2-7						設計、建設、工事監理、維持管理、運営、付帯事業のいずれの業務にも該当しない企業が参加する場合、本様式(2-2～2-7)は使用せず、貴市入札参加資格者名簿のみを添付することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	様式集	2-8					入札参加グループ構成表及び役割分担表	担当者とはどのような者を指すのか、定義をご教示いただけますでしょうか。	本事業を実際に担当する者を指します。
45	委任状(構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業用)	2-9						各社記載する名義人は「会社の代表者」、「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた役員、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載ください。
46	委任状(構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業用)	2-9						現書式では各社持ち回りでの押印作業が必要となるため、相当に時間を要します。様式を各社毎に一枚とし提出してもよいでしょうか。	可能とします。ただし、その場合、各企業の様式と下段の権限を委任する代表企業の項目欄がセットとなるように様式を調整してください。
47	様式集	2-9					委任状	押印について、指名願で貴市に提出した認印による押印で問題ないでしょうか。また、押印回覧時間短縮の為、受任者以外の企業は1枚に1社とし、各委任状に受任者が記入・押印することで、各企業ごとに記入・押印を行ってもよろしいでしょうか。	前段：可能とします。 後段：様式集及び作成要領に関する質問への回答No.46をご参照ください。

No	書類名	様式番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
48	様式集	2-9					委任状(構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業用)	この代表者名とは、貴市入札参加資格者名簿に登録されている者を記載すれば宜しいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	様式集	2-9					委任状(構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業用)	構成企業、協力企業及び付帯事業実施企業が多数の場合、本様式を各企業毎に作成し、様式ナンバーに枝番を付加した上で提出とすることは可能でしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.46をご参照ください。
50	様式集	2-10					委任状	押印について、指名願で貴市に提出した認印による押印で問題ないでしょうか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.37をご参照ください。
51	委任状(代表企業用)	2-10						上段(委任者)に記載する名義人は「会社の代表者」、「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた役員、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	会社の代表取締役の名義での記載・押印としてください。
52	委任状(代表企業用)	2-10						受任者には「所属する会社住所」「会社名」「氏名」を記載し、「個人印」を押印すればよろしいでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載ください。
53	委任状(代表企業用)	2-10						当書式による受任者は今後の参加表明提出や入札等へ立会う必要がありますか。	受託者が立ち会えない場合は、様式A-3の代理人欄に出席者を記載してください。
54	委任状(代表企業用)	2-10						当書式による受任者について、支店長等もしくは担当者(貴市との窓口や書類提出者)のどちらを想定しておりますか。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.52をご参照ください。
55	入札審査に関する提出書類提出書	A-1						記載する名義人は「会社の代表者」、「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた役員、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載ください。
56	様式集	A-1					入札書類審査に関する提出書類提出書	押印について、指名願で貴市に提出した認印による押印で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。競争入札参加資格の申請時に届け出した印鑑を使用してください。
57	様式集	A-3					入札書	押印について、指名願で貴市に提出した認印による押印で問題ないでしょうか。	お見込みのとおりです。競争入札参加資格の申請時に届け出した印鑑を使用してください。
58	入札書	A-3						記載する名義人は「会社の代表者」、「貴市への入札参加資格登録者(代表者から委任を受けた役員、支店長等)」のどちらにすればよろしいでしょうか。	久喜市競争入札参加資格者名簿に登録されている内容を記載ください。
59	入札書	A-3						代理人は様式2-10における受任者となりますか。また、代理人欄へは「所属する会社住所」「会社名」「氏名」を記載し、「個人印」を押印すればよろしいでしょうか。	代理人は、代表企業欄に記載している者以外が入札する場合、実際に入札する者を記載してください。
60	入札書	A-3						代理人による入札の場合でも代表企業欄、代理人欄の両方に押印が必要との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
61	入札価格計算書	A-4					消費税及び地方消費税の額	入札金額(1+2)(消費税相当額を含む)に記載する消費税及び地方消費税の金額は、設計及び建設・工事監理業務のサービス対価と維持管理及び運営業務のサービス対価、それぞれの総額に対して消費税率を乗じて計算した金額ではなく、各サービス対価の支払回ごとに消費税額を計算し、その合計金額を記載するという理解でよろしいでしょうか。総額に対して消費税を計算する場合と、各回の消費税の合計とでは端数処理による差が生じるため確認させていただきたく存じます。	お見込みのとおりです。
62		A-4					入札価格計算書	当該様式はワードデータになっていますが、計算ミス等の防止のためエクセルデータにて作成して提出することも認められると理解してよいでしょうか。	可とします。
63		A-4(別表)					サービス対価の金額及び支払スケジュール	当該様式はワードデータになっていますが、計算ミス等の防止のためエクセルデータにて作成して提出することも認められると理解してよいでしょうか。	可とします。
64	入札価格計算書	A-4						「①運営費(光熱水費を除く)」と「④その他費用」の区分する際の考え方について、また通信費は光熱水費に含めるかどうか、ご教示ください。	通信費は④その他費用としてください。
65	提案書	B-1等					枚数制限	様式集及び作成要領の冒頭に、提案書等の各書類の枚数制限の記載がございますが、こちらは枚数＝ページという認識で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
66	対案書	G-2					枚数制限	「1提案1枚」の趣旨は、提案施設1枚、付帯施設1枚という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。提案施設、付帯施設を複数提案する場合、各施設で1枚提案可能です。
67	計画概要①余熱利用施設	H-1					プール機能起債対象施設	プール観覧ギャラリーは起債対象施設となっておりますが、プールを観覧できるテラスなども起債対象施設となると考えてよろしいでしょうか。	延べ面積として換算できる部分であれば、起債対象とします。

No	書類名	様式番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
68	計画概要①余熱利用施設	H-1					プール機能起債対象施設	起債対象の「その他のプール諸室」には、プールサイド手前の強制シャワー等やプール用のトイレも含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
69	計画概要①余熱利用施設	H-1					プール機能起債対象施設	起債対象の「その他のプール諸室」には、救護室も含まれると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
70	様式集	H-5					鳥瞰図	鳥瞰図や外観イメージパースを作成する上で、新ごみ処理施設も含める必要がございますが、要求水準書 添付資料9の外観PDFデータでは困難であり保有している事業者との不公平が生じます。パース及びCADデータを提供頂くことは可能でしょうか。	提供は不可です。 なお、要求水準書閲覧資料17にて新ごみ処理施設の外観パースの画像データ(4カット)を提供しますので、この画像データを用いてパースを作成してください。
71	資金調達計画書	I-1					調達割合	調達割合は、資金調達額総額に対する割合を記載しても差支えございませんでしょうか。	各項目(資本金、株主劣後ローン、その他、優先ローン、社債等その他)で合計が100%になるように記載ください。
72	様式集	I-2-1 ~I-2-4					資金収支計画表	金額について、百円以下を四捨五入して千円まで記載すること、とあり、その他金額の内訳書類も千円単位となっておりますが、入札金額並びに様式A-4(別表)は円単位となっております。単年で四捨五入の計算を行うことで、これら円単位の金額との乖離が生まれると思料します。A-4(別表)とは年度ごとに金額を合わせる必要はないでしょうか。また、事業期間全体での差額は最終年度にて調整する、との理解でよろしいでしょうか。	前段:合計値を含めて、百円以下を四捨五入して千円単位で表記することでよいです。 後段:お見込みのとおりです。
73		I-2-1					損益計算書	割賦手数料が売上欄に示されておりますが、通常の企業会計では営業外収益に該当しますので、営業外収益欄に記載すべきでしょうか。	市が支払う対価の内訳としての割賦手数料ですので、原案のとおり記載ください。
74		I-2-2					資金収支計画表	エクセルデータ41から49行目および71から87行目までが非表示とされていますが、当該部分の入力は不要ということでしょうか。扱いをご教示願います。	誤植ですので、削除します。
75		I-2-3					資金収支計画表	「※2:各年度は4月から翌年3月までとし、消費税等及び物価変動を除いた金額を記載して下さい。」とありますが、資金収支計画表は、いわゆるキャッシュフロー計算書だと認識しました。資金需要=キャッシュ・アウト、資金調達=キャッシュ・インと読み替え、税込額とした上で、キャッシュフロー計算書の形に項目を修正させてください。	104行目の「資金収支計画」以降「資金需要」と「資金調達」の内訳について、必要な項目を追加していただくことは構いません。
76		I-2-3					資金収支計画表	表は令和28年度までとなっておりますが、SPCの清算や付帯施設を提案する場合の撤去等は令和29年度に実施することになりますので、適宜列を追加すればよいでしょうか。	事業者の提案とします。
77		I-2-3					資金収支計画表	「提案施設」を提案する場合の損益計算書及び資金収支計画は別表を作成して提出が必要でしょうか。	様式I-2-1の12~15行目に提案施設整備費相当分の売上を記載、提案施設にて自主事業を実施する場合は様式I-2-2に記載することを想定していますが、I-2-2を提案施設と提案施設以外で分けて記載することも可とします。
78	資金収支計画表(本施設・自主事業)	I-2-3					参考指標	DSCRの算定にあたり、劣後ローンによる調達等で内容的に資本金と同等にみなせるものについては計算に含めないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
79	資金収支計画表(本施設・自主事業)	I-2-3					参考指標	実際の支払いベースでDSCRを算定する場合、SPCに資金が潤沢にあり収支上問題がないにも拘わらず、一時的にDSCRが悪化する場合がございます。通常金融機関ではSPCの債務返済能力を合理的にみるため、各口座への振替ベースで算定されるDSCRを財務制限条項としております。本DSCRの計算についても、各口座への振替金額をベースに計算しても構いませんでしょうか。	金融機関が債務返済能力を合理的に認めるものであれば結構です。
80		I-2-4					損益計算書	付帯事業の損益計算書には法人税等の入力欄がありませんが、適宜追加すればよいでしょうか。	適宜追加してください。
81		I-2-4					資金収支計画表	資金過不足欄は、当期分の資金調達-資金需要を記載し、期末累積資金残高欄に当期末時点の資金残高を記載するという理解に相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次)	J-2					② 開業準備費(年次計画表)	② 開業準備費(年次計画表)へは、実際に費用が発生する年度に金額を記入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	収入、開業準備費、維持管理費及び運営費見積書(年次)	J-2					■修繕業務費	■修繕業務費へは、実際に費用が発生する年度に金額を記入すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
84	様式集	J-2				③	維持管理費(年次計画表)	トレーニング機器の更新費はどの項目に計上すればよろしいでしょうか。	修繕業務費として計上してください。

No	書類名	様式 番号	I	(1)	1)	①	項目等	質問内容	回答
85		L-1					基礎審査項目チェックシート	公表される日程をご教示ください。	様式集及び作成要領に関する質問への回答No.22をご参照ください。
86	2.入札参加資格審査に関する提出書類							入札参加資格審査に関する提出書類である「定款」、「決算報告書」に社印は必要ですか。	必ずしも必要ではありません。
87	2.入札参加資格審査に関する提出書類							「登記簿謄本」の提出につきまして、弊社は6月下旬株主総会を開催し登記事項の変更を予定しています。8月4日時点で6月総会決議変更記載の最新登記簿提出が難しい場合は、法務局手続き完了のち最新のもを追加提出させていただきますでしょうか。	左記の場合において認めることにします。変更後、速やかに差し替えをお願いします。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別記様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1	○		1	1			事業契約等の定義	第1条に「事業契約」の定義はありますが、第5条第2項の「本契約」、第6条1項の「仮契約」、その他にも「事業契約の本契約確定後(前)」といった言葉が記載されており(事業契約書(案)第三条記載の通り、主旨は理解できますが)、基本協定書としての正確性を確保するための整合が必要ではないでしょうか。	基本協定書(案)を修正します。
2	○		2	6			事業契約等	第五項にペナルティについての言及がありますが、本協定締結以前にはなんらのペナルティなく辞退することが可能と考えてよいでしょうか。当然辞退を前提にしているわけではありませんが、ペナルティ発生時期を確認したい意図です。	辞退は認めていません。
3	○		2	6	2		事業契約等	「～久喜市議会で議決を経た後、本市が事業予定者に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約になるものとする。」とありますが、貴市からの意思表示とは、議決通知等の文書が交付されるということでしょうか。 また、事業契約書(案)第37条の契約保証の規定において、本事業契約と同時に保証を付すことが定められており、実務的にこのような手続きが可能となるよう、スケジュールを共有の上、協議の上で保証手続きを進めるという理解でよろしいでしょうか。(例えば、事業契約書(案)第37条第1項第4号括弧内の但し書きに記載の質権設定手続きを採用する場合、議決前に貴市のご協力により書面が必要となる場合があります。)	前段: 文書を交付する想定はなく、議決をもって本契約とします。基本協定書(案)を修正します。 後段: お見込みのとおりです。
4	○		2	6	3		事業契約等の変更	原則として変更しないとありますが、条文の解釈や運用について、基本協定締結後に双方確認し、必要と認められる場合は別途確認書を締結するという点でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	○		2	6	5		事業契約等	本市は、第12条第1項に規定する場合を除き、事業予定者の責めに帰すべき事由により事業者と事業契約を締結することができない場合には、～(ア)施設費に相当する金額～合計額の10分の1に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。との記載がございますが、この場合の賠償金支払義務者は、帰責性のある者のみ、としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
6	○		4	10			事業契約不調の場合の処理	貴市の責めに帰すべき事由により事業契約を行うことができなかった場合には、SPC設立費等事業契約までにかかった費用は貴市のご負担としていただけませんでしょうか。	原案のとおりとします。
7	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	賠償金を請求される事業予定者は帰責事業者という認識でよろしいでしょうか。	定義のとおり事業者が対象です。
8	○		2	6	5		事業契約等	市の責めに帰すべき事由により事業契約を締結することができない場合には、損害賠償の規定はないのでしょうか。	ありません。市の責めに帰すべき事由により事業契約を締結しないことは想定していません。
9	○		3	6	5		事業契約等	賠償金として事業契約約款(案)別紙4に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の1に相当する金額を請求することができると思いますが、別紙4は仮契約時に規定されるため、基本協定締結から仮契約までの間は、本項の規定はないと考えてよろしいでしょうか。	本項の規定は適用されます。金額は、事業者提案に基づき設定します。
10	○		4	11	1		有効期間	第6条第7項、第10条、第12条第1項は、事業者の責により事業契約の締結ができない場合の規定ですが、事業契約の全てが終了する日までとされる有効期間の終了後も存続するとする本項ただし書の規定には適用されず、本条第2項で規定されていなければよいのではないのでしょうか。	原案のとおりとします。

No	本編	別記 様式	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
11	○		4	12	2		談合等の不正行為に係る損害の賠償	本事業の入札手続に関し、前項各号のいずれかの事由が生じたときは、事業契約を締結し、又は解除するか否かを問わず、事業予定者に対し、施設費に相当する金額並びに当該額に係る消費税及び地方消費税の額の合計額の10分の2に相当する金額を賠償金として請求することができるものとする。との記載がございますが、この場合の賠償金支払義務者は、帰責性のある者のみ、としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。
12	○		5	12	4		談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業予定者は、当該未払額につき、当該期間を経過した日から当該未払額の支払をする日までの日数に応じ、支払遅延防止法の率を乗じて計算した金額を遅延損害賠償金として、本市に支払わなければならない。との記載がございますが、この場合の遅延損害賠償金の支払義務者は、帰責性のある者のみ、としていただきますようお願いいたします。	原案のとおりとします。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

付帯事業の実施に係る基本協定書(案)に関する質問への回答

No	頁	章	条	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	4		11	6			使用料	付帯事業に供する施設の整備期間及び解体撤去期間も使用料は発生しますか？	発生します。
2	6		16	2				付帯事業の実施にかかる基本協定書の契約当事者を付帯事業実施企業とする場合、付帯事業終了に伴う違約金は付帯事業実施企業が負担し、事業者(SPC)には求償されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	7	2	17	1			本協定の解除	付帯事業実施企業が付帯事業の継続が困難となった場合、代替企業で付帯事業を継続することもお認め頂けますでしょうか。	協議には応じます。
4	7		17					事業者の責めによる場合に付帯事業を終了する場合も、事業契約書は解除されないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6								本協定書の締結時期をご教示ください。	令和6年2月頃を想定しています。

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業

指定管理に関する年度協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別表	頁	条	項目等	質問内容	回答
1	○		1	1	年度協定の目的	「各年度の業務内容及び業務の対価として支払われるサービス対価を定めることを目的とする」とありますが、サービス対価は(その改定方法等も含み)事業契約書において定められており、別途合意するものではないと理解しています。指定管理に関する年度協定書では、事業契約書に定めるサービス対価を確認するという趣旨でなければ契約が整合しませんので表現を見直したほうがよいと思います。	ご意見として承ります。趣旨としては、お見込みのとおりです。
2	○		1	4	サービス対価	本業務の実施に係るサービス対価は事業契約に定められているため、例えば、「令和●年度(20●●)年度の本業務の実施に係るサービス対価は、維持管理及び運営業務のサービス対価に含まれ、事業契約書及び契約関係書類に基づき支払われることを確認する。」などとすべきではないでしょうか。	ご意見として承ります。
3	○					当該年度協定書(案)は事業契約約款第53条第3項に規定されているものと思われませんが、事業契約約款(案)の別紙には含むなど、事業契約との紐づけはなされないものでしょうか。	紐づけされていると捉えています。